

第百五十一回国
参議院内閣委員会會議録第七号

平成十三年四月五日(木曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

四月三日

辞任

脇 雅史君

富樫 練三君

補欠選任

中原 爽君

市田 忠義君

四月四日

辞任

小山 峰男君

市田 忠義君

補欠選任

竹村 泰子君

林 紀子君

四月五日

辞任

中原 爽君

補欠選任

加納 時男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

江本 孟紀君

仲道 俊哉君

長峯 基君

森田 次夫君

小宮山洋子君

築瀬 進君

委員

上野 公成君

海老原義彦君

加納 時男君

鹿熊 安正君

山崎 正昭君

竹村 泰子君

円 より子君

大森 札子君

白浜 一良君

大沢 辰美君

国務大臣

国務大臣
(国家公安委員会委員長)

林 紀子君

照屋 寛徳君

副大臣

法務副大臣

伊吹 文明君

事務局側

常任委員会専門員

長勢 甚遠君

政府参考人

警察庁長官官房長

石川 重明君

参考人

法務省刑事局長

古田 佑紀君

東京医科歯科大学
難治疾患研究所教授

山上 皓君

京都学園大学
法学部長

川本 哲郎君

日本弁護士連合会
犯罪被害者支援委員会委員

白井 孝一君

社会員

井上 保孝君

本日の会議に付した案件
○犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(江本孟紀君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、脇雅史君、小山峰男君及び富樫練三君が委員を辞任され、補欠として中原爽君、竹村泰子君及び林紀子君が選任されました。

○委員長(江本孟紀君) 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案を議題とし、参考人から意見を聴取いたします。

参考人を御紹介いたします。東京医科歯科大学難治疾患研究所教授山上皓君、京都学園大学法学部長川本哲郎君、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員白井孝一君及び社会員井上保孝君、以上四名の方でございます。

参考人の方々にあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ、当委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本法律案につきましては、皆様から忌憚のない御意見をいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく願います。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、参考人の皆様から、山上参考人、川本参考人、白井参考人、井上参考人の順に、お一人十五分以内で順次御意見を述べいただき、その後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人の御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず山上参考人からお願いいたします。山上参考人。

○参考人(山上皓君) 意見を述べさせていただきます。

私は、九年前に大学の研究室で犯罪被害者のための相談活動を始めました。ある遺族の方の切なる願いを受けてささやかに始めた活動ですが、今では全国二十の民間組織が全国被害者支援ネットワークのもとに結集して、協力して被害者支援活動を進めております。関連資料を青い袋に入れて提出してございます。

被害者支援を実践する上で、多くの犯罪被害者の方々が社会の中で孤立し、何の支援も受けられないまま大変つらい思いをして暮らしておられるのを知りました。被害者がどんな思いで生きておられるのかは、一般の方々には容易にはうかがい知れないところがあります。

私はもとより、精神鑑定などを通じて犯罪者だけでなく被害者や遺族の方々にもお会いする機会があつたのですが、それでも、被害者の悲惨な実態を本当に理解できたのは九年前に犯罪被害者相談室を開設してからのことです。被害者のための窓口を開き、そこにできるだけの支援をしようとするボランティアがいること、それが被害者の方々の勇気づけて、支援を求め、声を上げることが可能にできたのだというふうに思います。

私たちはみずから、またしばしば被害者の方々の言葉を通して、犯罪被害者の悲惨な実態を社会に向けて伝え、被害者への理解と支援を求める努力をしてきました。その声は多くの反響があり、警察、検察等関係諸機関、メディア等の支援もあつて社会の理解も深まってきました。気がついてみれば、社会が決して放置してはおけないような重大な問題が犯罪被害者の体験を通して見えてきます。

基本的な人権というのが人間が生存と自由を確保し、みずからの幸せを追求する権利であるとすれば、同じ社会の一員によってゆえなくして生命を奪われ、あるいは心身に生涯いやさぬ深い傷を負わされる犯罪被害者は、人権侵害の最たる行為をなされたと言えます。

犯罪の被害に遭うことは、しばしばその人の人生が一変することを意味します。私たちの多くはこの社会を信頼し、人並みの注意を払っているといえれば安全かつ平和に人生を送れるものと思っております。しかし、犯罪は一瞬にしてそのような人々、被害者となる人とその家族の人生を破壊してしまう力を持っております。それまでは当然あ

り続けると思つていた自分にとつてかけがえのない大切なものが、他人の不法行為によつて突然奪い去られてしまふのです。

一家の働き手を失つて生活に窮する家庭、亡くした子供のことで自分を責め続ける母親、家族間で互いを責めながら崩壊に向かう家庭、心身に重い傷を負つて苦しみ続ける被害者、そのような悲惨な例を目にするたびに、私たちは犯罪を引き起こす被害の底知れない深さを思い知らされます。犯罪の被害に遭うことで一瞬にして生ずるこの人生の落差を埋めることは、我々を含め、どのような人にとつても決して容易なことではありません。そして、現実には、我々は皆あすにでも被害者となる可能性を持つてゐるのです。

犯罪の被害者の場合、天然災害の被災者の場合以上に深く心を傷つけられる傾向があります。少数で孤立しやすいこともあり、社会への安全感、信頼感が根底から揺るがされることが多いのです。同じ社会の一員の不法行為によつて害されたという事情に加えて、被害に遭つた後の社会の被害者への対応が余りに配慮に欠け、被害者がしばしば二次的にさまざまな被害を受けることが多いからでもあります。

事件に遭つたとき、被害者は、社会が被害者を守り、支援してくれ、加害者には厳罰を下してくれるものと期待します。しかし、現実にはしばしば逆の体験をすることになります。

例えば、心身に重い傷を負い、仕事もやめなければならなくなつて苦しむ被害者が、傷の手当てや検査に要した高額な医療費の支払いを求められることがこれまでもしばしばありました。犯罪の加害者には国選の弁護人がつき、法的な助言や協力が得られる一方で、性犯罪の被害者など、身を守るすべを知らない被害者が告訴取り下げを脅迫的に迫られるようなことさえしばしば起きています。マスメディアはしばしば、人権擁護のためといつて加害者を匿名にしながら、被害者の人権をじゅうりんし、反省することを知りません。加害者に対する処罰、処遇も欧米の例に比して余りに

軽いと思われれることもしばしばあります。犯罪被害者が社会に對し、また司法に對して不信を抱くとしても無理はない事情があると思ひます。社会は、みずからの健全さを保つためにも、犯罪被害者支援に立ち上る必要があると思ひます。

この問題の重要性にいち早く気づいた欧米諸国では、被害者の権利擁護のための法的整備を進め、施策の充実を図る中で、民間ボランティア組織と警察、検察その他関連諸機関が一体となつて取り組む被害者支援のための社会システムを確立してあります。国連被害者人権宣言は十五年前に採択されてあります。

日本でもこの数年で被害者支援がようやく広がりを見せ、法律面でも刑事司法手続等に関しては改善が図られました。が、それでもまだ社会による被害者支援の内容面では被害者支援先進国とされるイギリスやアメリカに比べて二十年のおくれをとつてあります。日本の被害者は、犯罪の被害に遭つたという不幸に加えて、必要とされる支援を受けられずに放置されているという二重の不幸を負つてゐるのです。

お配りした資料、A3の二枚折りにした資料でありますけれども、に基づいて、被害者支援の現状と課題について簡潔に紹介させていただきます。

資料の最初のページには、犯罪被害者に本来必要とされる社会による支援サービスについて、アメリカやイギリスにおいて現実に行われているものを例にとつて示すものであります。

危機介入とは、事件直後の危機状況への精神的サポートを指します。事件直後の家族や友人などへの緊急連絡とか病院への付き添いなどに加えて、一時的な避難場所の確保が必要とされることもよくあります。被害者のニーズに応じて適切な援助機関を紹介することも援助者の重要な役割で、そのためには地域における協力機関のネットワークづくりも必要であります。また、刑事司法制度や被害補償制度、被害者の受けられる支援

サービスなどについての情報提供も重要であります。

自宅や自宅が犯行現場となつたような場合には、現場の片づけや清掃が必要で、壊されたドアのかぎや窓の修理は安全の確保のためにも必要です。日本ではこれも自分たちでしなければいけないのですけれども、欧米では援助者がこれを行つてくれることができます。

生活支援も重要です。被害者が病院や警察に行くときなど、子供の世話や買い物を手伝う人が必要とされます。自宅にかかつてくる電話への対応や押しかけてくるマスコミへの対応も難題ですけれども、現在は傷つた被害者、遺族がこれらすべてに対応しなければならぬのです。被害者支援の体制を整えれば、これらに対応することもできます。

そのほかにも、英米では二十四時間ホットラインサービスが国内各所にあつて、被害者はいつでもどこからでも援助を求めることができますし、危機介入に引き続いて継続のカウンセリングを必要とする人には一定期間無料でこれを受けることもできます。被害者が裁判に証人として立つときには、援助者が付き添つて支えることもできます。被害体験を共有する被害者、遺族の自助グループは、被害者の心の支えとして極めて重要な役割を果たすことができます。英米では、自治体があるような活動に家を提供したり遺族の方を専従スタッフとして雇用するなどして自助グループ活動を支援してあります。

翻つて、日本の被害者支援の現状を見ますと、大きなおくれを認めざるを得ません。連携する民間援助組織が全国二十組織に広まつてきたとはいえ、その活動は、日中の電話相談の受け付けと被害者がみずから求めてきた場合のカウンセリング程度にとどまつてあります。それ以上に広げるには人も資金も足りないのです。

資料の二ページ目をごらんください。アメリカでもイギリスでも、この三十年ほどの間に、国としての被害者支援対策が整備されてきました。い

づれの国においても、国による被害者の権利擁護のための基本法、あるいは被害者憲章の制定と、それを契機とする公的資金の投入が社会的被害者支援システムの確立に大きく貢献しました。

このページの下に示すのは、私たちの始めた東京医科歯科大学での犯罪被害者相談室の相談受理件数の年次変化を示します。相談室は、二〇〇〇年に社団法人被害者支援都民センターへと発展的に移行しました。相談受理件数は、相談室の体制が整い、その活動が広く知られていくにつれて年々大きく増加してきましたが、都民センターとなつてその数はさらに倍加しております。それでも、今私たちが支援できる被害者は、支援を本当に必要としている人の何十分の一にとどまつてゐるだろうというふうに私たちは思います。

右のページに示したように、被害者支援相談室での相談活動を進める中で、多くの犯罪被害者が心に大きな傷を受けて孤立して何年も苦しんでいて、適切な助言や短期のカウンセリングをするだけでも非常に軽快する人たちがいるということ。それから、性犯罪や暴力犯罪の被害者、殺人や交通事故の遺族の方々には重い後遺症が残つてPTSDと診断される方が高率にあられることなどがわかつてきました。

最後のページをごらんください。資料の最後のページには、全国被害者支援ネットワークの概要を示しております。現在、ここに示す二十組織が協力して活動を進めてあります。委員会活動も活発に行われていて、「トレーナーのための研修」委員会では年二回の全国の合同研修会を開いております。ボランティア活動とはいつても、事件や被害者のプライバシーについて守秘義務を負う上、傷つきやすい被害者に接することから、専門的なトレーニングが必要で

「被害者の権利」委員会では、犯罪被害者基本法の制定を目指して、その検討の過程で、最初の一步として、きょう、中に添えてありますけれども、一昨年の五月に犯罪被害者の権利宣言を発表し、国に基本法の制定と被害者支援への公的資金

導入を働きかけてきました。資料には、権利宣言とともに、私たちが望む被害者支援のための総合的施策の要望書の写しも同封させていただきました。

国による総合的な施策の実現が求められております。さきに実現した被害者保護関連二法に加え、このたびの犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案は、被害者支援の充実のために決定的な重要性を持つ法案として私たちは評価しております。国として、できるものから順に、さらに総合的な支援策の実現を目指していただきたいと思っております。どうぞよろしく願っています。

○委員長（江本孟紀君） ありがとうございます。

次に、川本参考人をお願いいたします。川本参考人。

○参考人（川本哲郎君） 川本でございます。

私の専攻は刑事法、刑法と刑事政策でございます。お手元に資料として配付されていると思いますけれども、交通犯罪者の処遇につきまして、重罰化に関して若干研究を行いましたし、また交通事故の被害者の方についての研究も行っております。また、四年前にイギリスに一年間滞在しております。また、イギリスの刑事政策の事情というのも幅広く調べてまいりました。そのようなことを踏まえて、本法案について若干の所感を述べさせていただきます。

まず最初に、お手元に、レジメというほどのものでもないんですけども、私の所感に関する条文を抜き書きいたしております。

一番目のところでございますが、重障害の等級を引き上げるとか、あるいは重傷病給付金を新設されるとか、支給金額を引き上げられるとか、そういうことにつきましてはほとんど異論は見られないところでございます。私も基本的には賛成したいと。

ともかく、私の恩師の同志社大学の大谷教授が犯罪被害者の給付金についての活動をされたのは

もう今から二十何年前のことです。そのときに、「衝動殺人」という映画が、木下恵介監督がつくられたものが上映されたのがもう二十年以上前のことです。それから見ますと、ようやくここまで来たのかと。まだ先はあるということで、後で日弁連の先生からも、さらにこれを進めていくということについての御提案があると思いますけれども、私の率直な感想としてはようやくここまで来たか、かなり時間をかけてしまったという思いがありますので、基本的にはこの法案については賛成の立場をとっております。

したがって、あとのところも、若干の疑問があるというところに対する反論というような形で意見を述べさせていただきますと思います。

二番目ですが、「被害者に対する援助」というところで、警察本部長等が、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、被害者またはその遺族に対して情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならないというところで、特に情報の提供については異論が出てくる可能性があります。これは、被害者にとって必要な情報を提供するのとは当然のこと、今、山上先生がおっしゃったように、従来それが余りにもなかったと。被害者に対して刑事裁判がどういふふうに進行しているのかすら知らされていなかったわけですから、情報の提供が重要であるの言うまでもないことなのですが、ただ、その情報の範囲が余りにも広過ぎると若干問題が出てくると。

これは御案内のとおり、アメリカ、イギリス等では、特に性犯罪者について情報を広く伝えるというようなことがございました。そういたしますと、その情報をもとに地域住民が性犯罪者を追い出すというような動きがイギリスなんかでは昨年もございました。

ただこれは、だから情報の提供が悪いというのではなくて、情報の提供の仕方に問題があるわけですから、必要な情報をきっちりと被害者の方に伝えていただく、そしてその後のフォローをしつ

かりしていただくということが一番重要なのであって、情報の提供に問題があるからこういふことはやめた方がいいのではないかとというふうにと本当に困るということにして、そういうような外国の例があつたとしても、これは情報の提供の仕方の問題で、情報の提供が悪いということではないんだということをぜひ御確認いただきたいと思うわけです。

それと、あともう一つは、早期の援助につきまして、これはイギリスの研究で交通事故の場合ですけれども、余りに早過ぎると。一週間以内に援助をするというのはいちよつと問題があるんじゃないかというふうな研究もありますので、また援助の仕方についてもさらに研究を、調べていく必要があるだろうということとして、これも繰り返し申し上げると、援助が悪いのではなくて援助の仕方の問題ということですから、その点も御確認をいただきたいということでございます。

その次、三番目、「犯罪被害者等早期援助団体」で、今、山上先生もおっしゃったように、セルフヘルプグループと言いますが、自助団体ですね。やはり被害に遭つた方であればわからないというふうなこともございます。そこで、欧米でも日本でもセルフヘルプグループ、セルフヘルプグループというのが非常に活躍しておられるし、大きな役割を演じていられているわけです。

それを国として援助していただくのは当然のこととして、これについても今まで余りにも援助が少な過ぎたのではないかと、ほぼ民間のボランティアでこつこつと長い間、膨大なエネルギーを費やしてこまめやってこられたという点について、さらにもう一層の援助が必要なのではないか。

先ほど山上先生がおっしゃったように、山上先生のところではセンターをつくられたのが今から九年前ですね。その基大な御努力でようやく、何回も言いますが、ようやくこまめ来てくれるわけですね。まだまだ見直すべき点、改善すべき点はあるわけですので、これが私の感想で言えば、ほんのワンステップにすぎないんじゃないかという

気がいたしております。

もとに戻りますと、セルフヘルプグループを支援する犯罪被害者支援センターです。これにつきましても、私も京都の犯罪被害者支援センターの会員でその活動をしているわけですが、本当にボランティアで、先ほどから繰り返し申し上げているように、かなりのエネルギーを使つて民間グループが活動されている。それをやはり支援する必要があるということにはもう異論はないだろうと思うわけですが、ただ、そのところで、その次のところに書きましたが、またこれも、警察本部長等が、団体の求めに応じて、その事業を適正に行うために必要な限度において、被害者等の同意を得た上で、その氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができるといふ案がございます。これにつきましては、警察庁の検討会の方でも、その資料の中に書いてあると思うんですが、民間援助団体における倫理規定の整備、つまりこの場合もその情報提供にかかわるわけでして、民間援助団体の方が情報の提供をされて、その情報を変なところに出されるといふようなことがあると問題になるということなんです。これにつきましても先ほどと同じであります。この情報を提供する必要があるわけですね。つまり、迅速な被害者支援にとって、被害者支援センターの方にやはり必要な情報を提供していただく必要はある。そうでないと、どういふ人が困っているのかとか、それが把握できないわけですから、これは絶対に必要なんです。ただ、これも情報の提供の仕方の問題で、それをきっちりフォローしていただきたいということです。

それで、検討会の方でも、その情報を管理するための体制の確立、情報を取り扱う職員に対する教育の充実等、情報に関する秘密の保持のあり方についての検討が必要だといふふうになされて、そしてその後で、犯罪被害者等早期援助団体の役員等は、業務に関して知り得た秘密を漏らし、また、事業の目的以外の目的のために利用してはならないという二十三条七項という条文がご

そして、六カ月ごとぐらいに病院をかわらなければならぬという状態でありましたので、働いていた奥さんが一年間休職をしなければなりませんでしたが、休職期間中の減収が二百五十万円というような状態でありました。

しかし、加害者側から受けた見舞金がありました。また、特別に私どもの方でお願いをして県警の犯罪被害者対策室の方に努力していただきまして、この犯給法で支給されたお金が三百三十五万円ありました。そうした還付金や見舞金や給付金等を含めまして、三年間に払われたお金が千二百九十三万円ということになりました。

したがって、この方たちの実際に消費した千六百九十九万円、受けたお金は千二百九十三万円ですけれども、奥さんの減収を入れますとマイナスの方が大きいと。しかも、これ三年間の総計です。その後、現在に至るまで毎月三十万円近くの医療費を支払っておりまして、そのうち還付金などで戻ってきたものを考慮いたしましても、毎月十万元以上のお金がマイナスになっていくという状態にあります。

しかも、全く植物人間と同じような状況にありますので、病院の方は、これ以上手当てしても治らないということですので、出ていってくださいということになります。この方は、九六年から九九年までの間に四つの病院をかわらなければならぬという状況にありました。静岡市に住んでいないが、中には伊豆の方まで病院を探してそこでお願ひすると。現在は藤枝市に病院を移っておりまして、ここももうことしの夏が限度だろうと。また新しい施設を探さなければならぬ。そして、静岡県の方にこういう場合の施設はないだろうかということをお伺いを立てたところ、あることはあるけれども、現在百四十名の方が順番待ちをしている、そういう状態なので、あなたが順番に並んでいただいても入るのはいつになるかわかりませんという状態ということになります。そして、加害者に対する裁判という問題ですけれども、私どものところに来たのは、刑事裁判が

終わってから見えました。この加害者の諸君がなぜうちの子供にこんなことをしたのか、本人たちの口からどうしても聞きたい。刑事裁判をやっているときには息子の看病で精いっぱい何がかかわらない状態だったということで、私どものところに来ました。それがきっかけだったわけですが。

裁判をやっても、まず最初に、どこの刑務所に入っているのかわからない。それから、殴った人間は三人だけではなくてほかにもいたはずなのに、その人たちについてはどうなっているのかわからない。そういう状態でしたから、私たちとしては、まず法務省の方に、矯正局の方に、どこの刑務所に服役しているのかという弁護士会を出して回答を得るといこともやりましたが、いつ出所するかはわからない、教えることはできないということでした。

それから、裁判を起こす場合に裁判費用というのがかかります。それは弁護士費用以外に印紙代を払わなければなりませんが、この点につきましては、本来の請求額が非常に高くなり、印紙代も相当の金額になりましたが、裁判所の方に訴訟救助を適用してほしいということをお願いしました。この方たちは夫婦共働きですので一定の収入がかなりあると。実際には出費で、なくなっているにもかかわらず、収入を基本にいたしますと訴訟救助が出ないということで、何とかそれを工夫してやってももらえないだろうかということで、請求額を半額に減らして印紙代を半額に減らして、それでようやく裁判官の理解を得て訴訟救助を得たという状態ですが、後に和解が成立いたしますと、この訴訟救助を得た分を裁判所に納めなければならぬという状態でした。

そして、この方たちはどうしても加害者に裁判に出てきていただきたい、本人たちと直接話したいということでしたので、意図的にテレビや新聞に出て加害者に自分たちの苦しみや伝わるようにしたわけですが、幸いにして加害者の方たちが裁判に出てきてくれました。私たちとしては、被害

者の御両親と話をし、せつかく加害者が刑務所から出てきて社会復帰をしようとしているんだから、マスコミなどにさらされないようにということと、むしろ加害者側を我々は擁護するというようなことで、加害者については一切取材は避けてやってくれということをお願いしまして、そして彼らも謝罪をしたいという意思を表明したために対話が始められました。

そして、前後十回にわたって加害者と被害者が直接対話をいたしました。最終的には、お金は、今は一銭もお金がないので払えないけれども一生涯かけて支払っていききたいということで、毎月一万円か二万円ぐらいずつ払っていただくというような、金額的には本当に毎月三十万円の医療費がかかるのに一万円か二万円ではとても焼け石に水ですけれども、本人たちが一生涯かけてこの被害者のために尽くしたいということを書いてくれたのでこれと和解をしたわけですが、同時に、本当に償うんだらば、彼らは、被害者の少年に会って、そして病院の送り迎えとかなんとかボランティアのことをやりたいというふうに加害者が申し出てくれたわけですが、現在会わせるとフラスコバックが生じるおそれがあるということと、じゃ、被害者本人に対してボランティアをするというつもりではかの人によってもらいたいということと、裁判所の和解ではこの加害者の方たちがほかの困った人に対するボランティアをする。そして、事件のあった九月十五日に、毎年九月十五日に被害者の両親にボランティアの内容を報告するという和解をしたわけですが、今現在両親が一番心配しているのは、私たちが働けなくなつたらうちの子供はどうなるんだらうかということでありました。

そういう被害者の方に我々はこのようにこたえたいだろうかというのがこの支援の課題ということになると思います。それに対してやはり少しでもこたえるようにというのが私たちの提言であります。

今回の法案は経済的支援ということに関する犯

給法についての法案でございますので、その中で経済的支援に関して申し述べたいと思います。私たちが考えていますのは、経済的支援というものを総合的に考える場合に三つの側面があるというふうに考えております。

一つは、今言いましたように、直接被害者自身が加害者に対して損害賠償等の請求をする、これがやはり一番の基本にありますので、この加害者に対して損害回復を請求するについて効果的な支援というものが必要であるというふうに考えております。

これにつきましてはどのようなことが考えられるか、問題になっているかといえますと、加害者情報あるいは事件情報に関する提供。そして、早い段階からの弁護士の支援など法的サービスを受けられるようにすること。そのためには法律扶助制度を改善していただくこと。犯罪被害者支援弁護士の国選弁護制度を設けていただくこと。それから、先ほど言いましたように訴訟救助の適用を改善すること。民事訴訟における被害者の立証責任の軽減をすること、これは民事訴訟法の改正をしていただくということになります。それから、制裁的慰謝料というものの場合によつては認めるように民法を改正していただくこと。保全処分における保証金を無担保でできるようにしていただくこと。また、債権の優先性を認めるために抵当権に優先する先取特権を認めていただくこと。それから、加害者から誠意ある謝罪を受け、十分なる対話に基づく解決を図るための仲裁制度のようなそうした制度を設けていただくこと。それから、民事、刑事をあわせて一緒に裁判できるような附帯私訴制度を新設すること。それから、被害者の弁済を可能ならしめるような刑罰制度の改善を図っていただくこと、というようなことを弁護士会で検討しております。

それから、次に公的補償という問題ですけれども、やはり公的補償ということを考える場合には、これは被害者の権利なんだという権利性というところをやはり明確にすべきだというのが日弁連

の考え方であります。

項目につきまして、医療関係費を含め、かなり細かいところも検討しておりますが、時間がありませんので、項目につきましては割愛させていただきますが、今回のような単なる医療費というだけではなくて、休業補償とかあるいはその他の点、施設の費用も含めまして総合的に見ていただきたいというのが提案であります。

それからまた、事件直後の処理やあるいは介護のために会社を休まなければならないということになった場合、被害者本人だけではなくて家族などの会社を欠勤しなければならないという方があります。そのような場合に労働基準法を改正していただいでできる限り雇用の確保をしていただくということと、同時に会社の経営者の方に対する補助を出していただくこと、そういうようなことも検討しなければならぬと思います。

このように非常に多岐にわたって相当総合的にやらなければならないわけですが、やはりこれを一遍に実現することは無理でありますので、当面、もしできれば自賠責保険並みの補償をしていただきたいというのが願いであります。これは今の国民生活において、自動車の強制保険程度の補償というのはコンセンサスが得られるのではないかとこのに基づくとあります。

第三番目の側面といたしましては、民間支援団体に対する効果的な支援を行うための経済的援助ということでもあります。

民間支援団体によるボランティアあるいは専門家の支援というのがどうしても必要不可欠だということであることは一致していると思っておりますが、それを全部手弁当でやってくれ、自前でやってくれというのは、これはもうどうだいな話であります。したがって、どうしても国の方から財政的な援助を出していただきたいということが趣旨であります。例えば静岡県の場合などでは、警察官の方々が一人一人ポケットマネーから寄附をして、そうして財政を支えるというような気持の毒な状態、そういう状態であります。ですから、ぜひとも国の費用で出していきたいと思います。私の試算では、全都道府県に五百万円ずつ出していいただいてもたつた二億三千五百万円です。一千万円出しても四億七千万円で済むわけでありまして、ぜひともこの点をお考えいただきたいというのがお願いでございます。

今回の改正法の点につきましては、私どもは積極的に評価して、よくここまで思い切った改正案を出していただいたというふうに考えております。一歩でも二歩でも前進するという点からいけば大変なことだというふうに考えております。これにつきまして、この法案を作成していただくに当たって検討会の諸先生方あるいは警察庁の被害者対策室の方が大変な努力を尽くされたということをお願いしておりますので、そうしたことの成果だというふうに私たちは考えております。

しかしながら、やはり被害者の要求という点からいいますと、まず、金銭条項の点につきましてはまだまだ不足の点がありますので、それにつきましてはお手元にお配りいたしました意見書にしたためてありますので、ぜひそれを御参考にしていただきたいと思います。

基本的な考え方というのは、警察庁が調査いたしましたおおよそ平均的な想定される被害者というものを想定いたしまして今回の改正案ができていくわけでありまして、それよりもなお深刻な方々を取り残してしまっているのかということでありまして、やはりこの法案はこの法案の制度として基本としながらも、より深刻で必要のある被害者の方には、特別にその被害者の方たちにはこれだけのものを支給いたしますよという道を残していくべきではないかというのが趣旨でございます。

金銭条項につきましてはその程度で、あとは文書に譲りたいと思いますが、もう一つ、被害者の指定援助団体制度というものが新設され、そしてこの法案では新しく目的条項が設けられまして、この中で今までは違った、金銭条項とは違ったものが含まれているということで、この点について

てちよつと述べさせていただきますと思います。まず、このような警察あるいは検察庁と連絡をとりまして連携いたしまして被害者の支援を早期に行うということ、これは絶対必要でございます。ですから、このような制度を設けていただくこと自体は私どもとしては賛成であります。

しかしながら、被害者に対する支援というものは、警察や検察庁と連絡をとり合いながら行う支援だけではなくて、多方面にわたる非常に総合的な支援であります。ですから、これを犯給法という法律の中で公安委員会の管轄のもとに指定団体というところで閉じ込めてしまうだけでいいんだらうかということが我々の問題提起であります。

今回の改正案は改正案としてこれはいいのでありますけれども、総合的な民間の支援ということを考えました場合に、私たちとしてはやはりそれにふさわしい法律というものを別途つくるべきではないかと。犯罪被害者支援法というような、仮にそのようなものをつくって、その中で警察や検察庁と連絡をとり合う、連携し合う支援というものはどうあるべきかという条項を一項目設ける、そのような形にするのが本来のあり方ではないかというふうに考えております。

それからもう一つは、この指定団体制度あるいは警察の情報提供等、あるいは人員派遣による支援ということがこの犯給法という法律に設けられたことによつて、この犯給法という法律の性格が変わつたのではないかとこのに我々は評価いたしました。

と申しますのは、この犯給法の性格というものが恩恵的な見舞金的なものというふうに今まで述べられていたわけですが、今回のように民間による援助団体というものの制度を設ける、あるいは警察が直接情報提供や人員を派遣して支援をするということになりますと、これは明らかに被害者の人権というものの対する支援ということになります。人権を回復するということに対する支援ということになりまして、人権回復の活動に対する支援という性格が加わってくるわけでありまして、これはある意味でいいと思います。我々が提唱しております基本法の考え方の先取りというふうに評価できるわけでありまして、その意味では、犯罪被害者等給付金支給法というこのいう名称ではありますけれども、法律の性格がこで一部大きく前進したのではないかとこのにともたられるということでもあります。ですから、今後のこの法律の運用あるいは解釈に当たりましてはそのようなことが言えるのではないかとこのに思います。

ただ、いずれにいたしましても、現場においてこれを生かすためには、先ほどありましたように、我々弁護士あるいは民間団体の方でもしっかりとした研修、倫理規定等を設けまして、この法律をフルに活用できるような体制というものを考えていきたい。

また、今回新たに拡大いたしました給付金の内容につきましても、実際に現場で警察官の方の意見を聞きますと、これだけやるには相当の人員と手間暇かけないとも大変ですというお話ですから、本当にこの法律を生かすためには、しっかりとした人員配置と、そしてそれに申請をする側の方でも熟練する必要があるということを考えております。

したがって、私たちがいたしましては、本当は基本法を制定していただいで総合的な体制をとっていただきたいというのが願いであります。この法律をできるだけこの国会においていいものに修正していただいて、なおかつ我々現場の方においてそれを生かすということを考えていきたいと思っております。

○委員長(江本孟紀君) ありがとうございます。

次に、井上参考人をお願いいたします。井上参考人。

○参考人(井上保孝君) 井上でございます。

皆さんは、一昨年十一月二十八日、東名高速で幼い子供二人が焼死した交通事故のことを覚えて

いらつしやるでしょうか。新聞報道などで皆さんも御存じの方がいらつしやるかと思いますが、私、その被害者遺族、井上でございます。

まず、私が経験した事故というか事件について簡単ですがお話をさせていただきます。

一昨年十一月二十八日、東名高速の上り線、私の家内が運転し、私が助手席に乗って、後ろに三歳七カ月の長女と一歳十一カ月の次女が乗っておりました。その我々の乗用車に酒酔い運転をしていたプロのドライバーによる大型トラックが追突し、車が炎上し、私たちの娘二人が焼死しました。

私自身も、重度といえますが三度の熱傷を負いまして、十一月二十八日から昨年の三月十七日まで、三カ月半、それから六月から八月にかけて一カ月半という二回の入院を経験いたしました。五回の手術を行いました。昨年八月に退院してから、平日、毎日約一時間半、会社を抜け出して、月に一回業をもらいに行ったり、あるいは外来診療のために、入院していた川崎の病院なんです、私、千葉に住んでおりますが、千葉から川崎まで通っております。

交通事故の場合、いかに悪質で被害が甚大であつてもほとんどが業務上過失致死傷罪、刑法二百一十一條による業務上過失致死傷罪で裁かれております。この刑罰が余りにも軽いのではないかと、いうことについて、私たちは昨年来、悪質な交通事故犯に対して厳罰化を求めて運動しております。あす衆議院の方でも審議されるというふうに通つておりますが、この運動あるいは悪質な交通事故犯に対する厳罰化ということについてはまた別の機会でお話しさせていただくことがあるかと思いますが、きょうは犯給法ということ、私自身が体験したこと、あるいは私の家内が体験したことを聞いていただきたいと思います。

業務上過失致死傷罪ということで加害者が起訴されておりますので、今回の犯給法は過失犯に対しては適用外ということになっておりますが、私

自身が五カ月強の入院に要した費用、これを私自身は、今回、これは非常にラッキーといいますが、経済的な負担についてはそれほどかかっておりません。しかしながら、費用としては、娘二人の葬儀あるいは供養に関する費用も含めると三千万円以上かかっております。

これはまず、加害者が雇用されていた運送会社があるかと思つて受けてくれたということ、保険にも入つていたので、医療費とか入院費用、そういったようなものを医療機関から保険会社あるいは会社の方に直接請求してくれたいということで私自身の負担が軽減されたということです。これをもし自分で負担する、あるいは立てかねないといけないというようなことになっていたら大変なことになっていただけないかと思つております。現実にはそういうことを、私みたいな人というのは、ほとんど自分でまず立てかねない、あるいは工面をしなさいということとをさせられているというふうに通つております。

それから、私もまだリハビリ中ですが、熱傷というのは、やけどですね、これは一生つき合つていかなくないといけない病気であつて完治することがないと言われております。私も今まで五回手術を受けましたけれども、今後も不都合な部分が出てくればその都度手術をするということ、なかなか固定とか完治するということ、なかなかなかなか完治するということをおっしゃっていただけません。

この経済的負担もさることながら、私みたいに費用を医療機関から保険会社の方に直接請求されるようなケースであつても、それでも我々はいろいろな、例えば書類を整えたり、請求のための証明書をとったりというふうなことで、非常に時間と労力を費やしております。これは、私たちが家内も含めて会社員であつたということで、事故後に収入が直ちに断ち切られるというふうな心配をすることがなかったことでもあります、とても例

えは娘の忌引というふうな期間内で処理できるような手続の量じゃありません。しかも、こういう作業というのは負の作業なんです。事故さえ起こらなければやることの必要のなかった作業なんです、これを煩わされてやっていると、やはりいやが応にも亡くなった子供たちのことを思い起こさせられることになるわけです。そういうつらさがございまして。

したがって、今回のこの給付金に関しても、できるだけ簡便な手続で、かつ本人たち、被害者遺族がお金を立てかねなければならぬようなことは避けられるよう配慮していただきたいと思います。まかり間違つても、被害者や被害者遺族が医療機関から医療費の支払いで追いつけ回されることがないよう望みたいと思つております。

現実には、昨年の九月に犯罪被害者のシンポジウムで長崎県の女性が、全身がソリンをかけられて私と同じような熱傷を負つたわけですが、その方はずっと医療機関からお金を払えというところで何度も何度も追いつけられなかったことを訴えておられました。そういう現実があるということを知っていただきたいと思います。

次に、私が体験した心の傷といふか、これについて述べさせていただきます。

一昨年の十一月二十八日に事故に遭つて以来、私は救急車で救命救急センターに運ばれて三カ月半入院しておりましたので、その後、初めて自宅に戻つたのが三月の十七日でございます。そのとき、子供の遺影と遺骨を持ち帰って、子供たちの遺品の整理を始めたんですけれども、子供たちの生活していた部屋には元氣だったころの子供たちの遊んでいたおもちゃや身につけていた持ち物がいっぱいあつたんですね。これらのものを片づけていると、涙があふれて、何度も大声を出して泣いていて、泣くことを思い出して、私はもうこのことをお話しすると、申しわけないんですけれども、自分自身今でもこういう状況になります。

数日後、私たちは四月一日から復職したんですが、会社に出ても子供たちのことは絶えず頭の中

にあつて、例えば仕事中でも、九九年の十一月二十八日以前の資料を見たりすると、このころは子供たちが生きていたんだというふうなことがあつと頭をよぎりますと、もう仕事にならないんです。もう涙がぼろぼろ出てくる、こういうふうなことを何度も経験いたしました。家内も、何日も出社がつかないということで、復職したものの、つらい日が続きまして。

そんなとき、私が入院しているときに家内が手にした検事さんから紹介を受けた本なんですけれども、一冊の本にある団体のことが載つていました。それで、その団体に連絡をとつたんですが、これが被害者支援都民センターという団体との初めての接点でした。

妻は今でもカウンセリングを二週間に一度受けております。また、月に一回、先ほど先生からお話がありました、自助グループ、セルフサポートグループというんです、これに出ております。これは、同じような体験をした人同士で、繰り返し自分の気持ちを、あるいは体験を話すというところで回復していこうという作業を続けることなんです。

この自助グループについて、一人の方の、詳しくはお話しできないんですけども、お話ししたいと思つております。

この方は、やはり息子さんを交通事故で亡くされて、今でも長崎県で漁業をしておられる方なんですけれども、この自助グループに出るために月に一回、飛行機に乗って東京の支援センターにいられているんです。もっと近いところと同じような団体あるいはグループがあればということ、熱望されておられますが、現実にも月に一回、東京に来ておられます。

こういった心の傷というのは、一過性のものではなくて、なるべく早く、しかも継続して支援を受ける必要があるというふうな思ひます。

今回、この犯給法の中で援助団体の指定ということが定められておりますが、先ほど川本先生、白井先生の方からも御指摘ございましたけれど

も、経済的な支援がやはりどうしても必要だろうと思います。

現実には、三月二十四日、被害者支援都民センターがキャンペーンを東京駅八重洲中央口で行ったのをテレビあるいは新聞で御存じの方がいらっしゃるかと思います。やはりこういったキャンペーンをして、みんな被害に遭ったときにすぐに思い出していただける、あるいはこういう組織があるんだということを知ってもらうための活動も必要だと思うんですね。

今までそういった活動に対して、ほとんど民間のあるいは被害者の寄附金、あるいはボランティアに頼っているわけですね。人材も確保しなきゃいけないし活動も広げていこうということになると、どうしても公的な支援が必要だと思います。そういう意味で、何とか、こういう援助団体に指定されるということは経済的な支援もしてもらえらるんだというふうな仕組みであってほしいと思います。

被害者の方から見るとまだまだ不十分だと思っておりますけれども、まず一歩前進させるという意味で、この犯給法についてはぜひ成立させていただきたいと思えます。

先ほど山上先生からお話がありましたけれども、日本の犯罪被害者の支援に対しては二十年おくれいているというふうに言われましたが、この距離を埋めるためにも、さらなる被害者支援策の拡充をお願いしたいと思います。

また、警察の情報提供にしても、我々被害者から見ると、事実が知りたいんです。一方的に警察に事情を聞かれることは幾らでもあるんですが、我々が警察から情報を得るということはほとんどないですね。裁判に出て初めて事実が明らかにされる。それまでは一切わからない。今までは、その裁判をやっていたこと自体が知られていないというふうな状況だったんですが、それは徐々に改善されつつあるというふうに思っておりますけれども。

例えて言いますと、警察の方から証拠品が返さ

れて、もう見るのも嫌だ、血のついたようなものと思うかもしれないけれども、これは後々民事裁判あるいは何か交渉するときに大事なことで、というふうな一言警察の方から言っていただければ、それを残しておけるわけですね。ところが、そういう判断すらつかないような状況で、はいと返されて何らかのコメントもないというふうな状況だと、本当に被害者側としてはどうすればいいのかわからない。もう気持ちの上からいって思いつくようなものでもないからということで、すぐに処分しちゃう、そういうふうになっちゃうんですね。そういうアドバイス、そういう意味での介入はできるだけ早くしていただけたらと思っております。

私どもの、事故を経験した被害者遺族として私の気持ちを述べさせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(江本孟紀君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。なお、質疑時間が限られておりますので、簡潔に御答弁いただくようお願い申し上げます。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○仲道俊哉君 自由民主党の仲道であります。四人の参考人の皆様方には、貴重な時間、出席をいただきまして、そしてそれぞれの立場で貴重な御意見をいただきましたことを、まずお礼を申し上げます。

まず一問目は、警察と民間援助団体、それぞれの先生方の方からも御意見が出ましたが、その連携の強化について、まず山上参考人の方をお願いいたします。

その意図で、これまで被害者支援に誠心誠意取り組んでこられたことに心からまず敬意を表したいというふうに思います。

従来、ボランティアとして犯罪被害者の支援活

動を行っていた民間援助団体は、今度は、改正後は都道府県公安委員会の指定民間援助団体として法的に認知をされるわけですが、犯罪被害者の相談業務や給付金の申請補助業務、支援業務などに限らず、今後ますます重要な役割を担うと期待されているわけですが、しかし現状は、昨年の十一月一日の時点で調べてみますと、十六都道府県で十七団体しかできていないわけですね。その他の県ではそういう設立がされていないわけですが、その上に、多くの団体が設立から余り間もなく、また規模も小さいということで、なかなか活動が思うように、また寄附金等もなかなか集まらないというふうな問題点を抱えているわけです。

そういうことで、今後十分に国民や被害者の期待にこたえるためには、私は、警察による設立促進、それから、今意見も出しましたが、団体に対する十分な財政支援、それから被害情報の提供、また相談業務のための警察施設の団体への提供、そういうことで、警察と民間援助団体のより一層の連携強化が必要であると、こう考えるわけですが、全国被害者ネットワークの会長としてどのような御意見をお持ちでしょうか、お願いをいたします。

○参考人(山上皓君) 今御指摘いただいた四つの政策というのがもしとられれば、大変有益、有効であろうというように私は思います。

私たち民間援助組織はまだ二十しかありませんけれども、やはり被害者支援というのは全国どこにおいても同じ支援が得られるようになるのが目標であります。イギリスでも、そういうように目指して、全国に同じ質の高い支部をきっちとつ

くって全国同じレベルで対応できるようになっていますけれども、日本ではまだそれができていないために、遠隔の地から電話をかけてこられたり、あるいは飛んでこられたりということも自己の負担でしなければならぬという状況があります。

ぜひその組織をふやして、各地どこにでもつくっていかねばいけないと思います。

それから、全国にそういう被害者援助組織をつ

くっていくときに、やはり人材とそれから資金の確保が大事であります。人材は我々のいろんなつながりの中で探していけるんですけども、ボランティア活動で財政的な負担も大きいとなかなか着手できないというところがありますので、財政的な支援に関してはぜひその方策を検討していただきたいというふうに思っております。

また、各地に組織を広げていくときには、やはりセンターとして、そういう質の高い組織が育っていくようにトレーニングをしたり、それから人材を集めて研修をしたりというようにすることが必要になってきますので、そういうセンターを充実させないといけないんです。

私の医科歯科大学の前の犯罪被害者相談室というところが今事務局を持って何とかその役割を細々とやっていますけれども、そこは財政が本当に貧しいものですから、全国に出張していくこともなかなかできないような状況にありますので、こちらから行くにしても、あるいは全国から集めて研修をするにしても、そういう財政的な支援がとて必要とされております。

それから、警察との連携でありますけれども、英米の被害者支援先進国というところはどこでもそうなんですけれども、警察との連携を非常に密にされます。ボランティア組織で自立性はきっちと保っておりますけれども、犯罪の被害者にできるだけ早く必要な支援を提供できるようにするためには、被害者についての情報を、あるいは被害者との接点を早く持つ必要があるものから、警察との協力が不可欠であります。

一方、警察は、非常に早い時点で接することができましても、被害者が必要とするものにずっと応じ続けるような体制にはなかなかありませんので、民間の援助組織が直ちにそれを引き継ぐような形ですることができなければならないと思います。

そういうことで、事件後なるべく早い時期に被害者が援助を得られれば、その後の障害の程度も軽くなりますし、二次的な被害も防ぐことができるので有効なんですけれども、日本ではまだそれ

がとてできない状況です。

先ほど紹介いたしましたけれども、日本の民間援助組織は、まだ、電話相談あるいは面接相談というように、本人が自分から求めてきたときに初めてできるという援助しかしていません。大部分がそうですね。被害者支援都民センターでは、これからようやく直接的な支援を被害者の方に出かけていってでもするような体制を今整えてきているところでありまして、それは全国の中では例外的であります。そういう状況でありますので、実際に全国で被害者の本当に必要なときに速やかに援助を受けられる人というのは、本当に援助を必要としている人の恐らく百分の一もないだろうと思います。

そういう状況ですので、連携を密にして支援ができるような体制をぜひとりたいと思いますし、それを促すような法の制定あるいは財政的な援助などを進めていただければというふうに願っております。

以上です。

○仲道俊哉君 今の問題につきましては、先ほど川本参考人からも援助団体に対するところのかなり問題点について指摘をされたようなんですが、この問題については川本参考人の方からもちょっと御意見を関連してお聞きしたいと思いますが、

○参考人(川本哲郎君) 援助団体の方が今非常に努力されて活動されているというのは、私もよく存じております。

少なくとも、京都の犯罪被害支援センターにつきましては順調に運営されていると。ただし、これからどんな業務がふえてきたりしますと、先生御指摘のとおり、それなりの対応策は必要になってくるだろうと。さらには、いろんな研修も行う必要があるというのは事実だと思いますが、そのところは何とか乗り切れると思いますし、乗り切っていないかという点については、その点についてやはり政府の方からも十分な御支援をお願いしたいということでございます。

○仲道俊哉君 次に、精神的な障害、PTSDです。

山上参考人については、かなり著書あたりも出してこれについての御造詣が深いわけですが、このPTSDの本法による障害給付金の等級の認定等はどうかあるべきか、特に認定判断に当たって配慮すべき点等、今、井上参考人からも子供さんを亡くされてから後の大変貴重な体験談をお聞きしたわけですが、そういう意味では、PTSDの専門家としてぜひ参考人の御意見をお聞きしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○参考人(山上皓君) PTSDのような精神的な症状に関して、それを客観的に評価するということが、あるいはそれをどの時点でその症状が固定したと考えるかとか、そういうようなことはとても難しい問題を含んでおります。

私が感じておりますのは、犯罪の被害者で大きな被害に遭った場合には、共通して非常に大きな衝撃を受けて、かなりの比率でそういう症状がかなり長く遷延していくという経過があります。そして、被害に遭ってから早い時点で適切な援助あるいは治療的な介入があれば、それが軽くされたり、あるいはより悪化するのを防ぐということができるといえることが言えますので、むしろこういう精神的な症状に関しては、早い時点で精神的なサポートができる、そして適切な治療的な援助が無料できちんと継続されるという状況をつくることを優先するのがいいのではないかと。いうふうに私は感じております。

○仲道俊哉君 今の問題について、白井参考人の方からも先ほどちょっと御意見をお聞きしたわけですが、私は、経済的支援以上に精神的なケアの充実というのが非常に重要になるわけですが、警察や指定民間団体の精神的被害者に対する取り組み、これは実際どうあるべきであらうかという参考人の御意見をお聞きしたいと思うんですが、

○参考人(白井孝一君) 民間支援団体の中に、訓練を受けた専門の相談員のボランティアの方もおられますし、それからまた臨床心理士とか精神科医

の方もおられますので、直接にはそれらの方々被害者の方とがお互いに話し合っている心理的なケアというものを、これが第一になると思います。

しかし、警察とか検察庁、また弁護士など、事件直後に刑事手続あるいは民事手続で被害者の方と接する者が、本当に被害者の方のそういう心理状況、心の傷というものをしっかりと理解して、それに配慮しながら事を進めようということをしないうとさらに二次被害を及ぼしてしまうということでありまして、弁護士会の方でも、仮に被害者側の弁護士になって示談を申し込むような場合であってもその点を十分注意するように、ましてや被害者の方から相談を受けた場合に、君、そんなもの刑事所に入っているからもうだめだよ、お金は取れないからもうだめだよというような形でやってしまうようなことは絶対にしてはならないというように、やはりそれに携わる者がしっかりとした研修を受けて理解しながらやっていくということが必要だと思います。

○仲道俊哉君 まだ質問があるんですが、もう時間が参りましたので、これで。

ありがとうございます。

○竹村泰子君 民主党の竹村泰子でございます。きょうは、山上先生、川本先生、白井先生、そして井上さん、本当に貴重なさまざまな体験を通してのお話、また大切な部分をきちんと踏まえていただいて、参考人としておいていただきまして、本当にありがとうございます。

犯罪被害者の支援制度、これは、もう言うまでもなく憲法の保障する権利とすべきところでありまして、憲法十三条、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の尊重、憲法二十五条、生存権、国の生存権保障義務等がその根拠となるわけでございます。

お話を伺いましたとおり、我が国におきましてはやっぱりまだまだ欧米の諸国におくれているというところで、山上先生、川本先生、そしてまた日弁連の皆様が、特に日弁連は早くから、身銭を切つてという言葉は変ですけども、自前の救

済制度をいろいろと働きの中に入れてくださっておりまして、私たちがよく存じ上げております。そして、山上先生が先ほど御提案くださいました支援ネットワークのお働きの中で、アメリカやイギリスで提供されている支援サービス、こういったものを見ますと本当に我が国との違いに驚くばかりですし、やはりボランティア活動と申しますか、そういうことの位置づけがずばらしいと思うのでございます。

我が国では、大変な御努力で十八都道府県によりやくそれらしい活動ができていたということでありまして、まずその被害を受けた人がわかったときに、危機介入、情報提供、連絡、資金提供、片づけ、清掃に至るまで、子供の世話とか外部への対応とか、そういうことをボランティアサービスとそれから公的なサービスとが全く協力をしてやっているということでございます。

私たち民主党は犯罪被害者基本法案を提出し続けておりまして、今国会でも衆議院で提出をしておりますけれども、もちろん、そういった法整備のみではなくて国の姿勢が問われているというふうに思うわけですが、山上先生、川本先生、どうかもう少し詳しく御助言いただければありがたいんですが。

○参考人(山上皓君) 最初のページに、アメリカ、イギリスにおいて提供されている支援サービスと書きましたが、これはアメリカですと、州によってあるいは市によって、自治体がありその裁量を持って独自のプログラムを展開しているということでもあります。

そのモデルとなるような、これは、アリゾナ州ツーソンでビッキー・シャープという方がリーダーになって、検事局の方ですけれども、そこに二十人ほどのスタッフとそれから百人ほどのボランティアが協力してはこれに相当する活動も二十四時間体制でやっています。ボランティアの方が土日と夜間、車でパトロールしながらということとで、警察の情報で緊急に駆けつけるということ

もしておりますけれども、そういった体制ができるまでには、やはりその組織が二十数年をかけてしっかりとした研修、指導体制を組み、蓄積してきた結果であります。

それで、アメリカはこれに類するものがまたあちこちでいろんな形で、そういうアリゾナのこれはピマという郡の活動ですけれども、ニューヨーク市ならニューヨーク市でまた大きな支援サービスセンターがありますし、それぞれが独自のプログラムを持って、こういうレベルのものを、被害者のニーズをできるだけ適切にということで取り組んでおります。それから、州によつては警察が積極的にこの役割をとって、警察の被害者カウンセラーという方が十人ぐらい専任でいられて、こういう役割をかなりの部分引き受けておられるところもあります。民間と警察の役割というものは、アメリカの場合は非常に入り組んでいて、それぞれの地域の特徴によつて違っております。

イギリスの場合は、全国一律でビクティム・サポートという援助組織がしておりますが、危機介入の事件直後のものに関してはこれほどまではしていないところがございます。ただし、警察から直ちに情報をもらつて数日後には接触をとつてということで、年間に百万件以上のケースについてビクティム・サポートは援助を行つております。

○参考人(川本哲郎君) 今のにつけ加えることはそれほどないわけですが、イギリスの事情で、今、山上先生の言われたビクティム・サポート、これはかなりきめ細かくいいますか、団体の数も多いですし、小さな町にでもそのビクティム・サポートの支部がございます。私のいたケンブリッジという人口十万人の町にももちろんその支部がありますし、その地方紙に年間何回もビクティム・サポートに関する記事も載るということ、そこらはちょっと日本とはやっぱり状況が違うのかなという気がしております。

ただし、先ほど申し上げた京都の犯罪被害者支援センターにつきまして言いますと、ボランティア

アの方はかなり一生懸命やっていたいでいるので、そういうところは、それこそ先ほどの阪神大震災以降、日本でもボランティアというものの位置づけというのはかなり認められるようになってきていますので、今後さらに発展することが期待できるのではないかと。今、現状ではまだまだだけれども、ここ四、五年でかなり広がってきているし、イギリスに追いつくように頑張るという可能性もあるのではないかと思っております。

また、交通犯罪被害者につきましても、イギリスではロード・ピースという全国的な被害者支援団体があります。日本でも、交通犯罪の被害者の方々がいろんな本を書かれたり、いろんなところで発言されるというのがここ四、五年かなりふえてきております。ですから、そういう点でも同じような関係にあるのかなという気がいたしております。

あと、蛇足ですがつけ加えますと、私どもの大学で、昨年から交通問題についての総合講座というのを開きまして、その中で交通事故の被害者、遺族の方に一回お話をさせていただいています。これはもうすごいインパクトがありまして、最近の大学は情けないことに大講義はこの大学でも若干の私語があるわけですが、十歳の息子さんを亡くされたお母さんが来て大講義でとつとつとしゃべられるんですが、そのときに教室が水を打つたように静まり返ってしまった。やはり学生にとつても初めて何う話であつた、被害者の方の声を直接聞くことができたということで非常に教育効果は大きかつたわけですね。

ただ、こちらの方で依頼するのは本当に難しいところがございます。片方でそういう主張をされたという反面、やはりかなりつらいことを話していたくわけですから、その点、本当にそういう姿勢で訴えたいという方がふえてきているというのは非常にありがたいことだというふうに思っております。

○参考人(井上保孝君) 私のケースの場合、加害者に対して、東京地裁が求刑を五年、それから判決が四年、それに対して控訴をいたしまして、結果は変わらなかつたということで懲役四年が確定したわけでございますけれども、その裁判の経過については、以前のある交通事故のケースがきっかけとなつてかなり裁判記録を公開してもらえるところかといふような進展があつたものですから、徐々にではありますけれども、事実を知ることができてきております。

○参考人(井上保孝君) 長崎の方のケースというのは、事故が起つたのは私どもの事故よりも三日か四日ほど早かつたというふうに向つております。十一月の二十五日ごろだつたというふうに向つております。

○参考人(井上保孝君) 私のケースの場合、加害者に対して、東京地裁が求刑を五年、それから判決が四年、それに対して控訴をいたしまして、結果は変わらなかつたということで懲役四年が確定したわけでございますけれども、その裁判の経過については、以前のある交通事故のケースがきっかけとなつてかなり裁判記録を公開してもらえるところかといふような進展があつたものですから、徐々にではありますけれども、事実を知ることができてきております。

○参考人(井上保孝君) 長崎の方のケースというのは、事故が起つたのは私どもの事故よりも三日か四日ほど早かつたというふうに向つております。十一月の二十五日ごろだつたというふうに向つております。

○参考人(井上保孝君) 長崎の方のケースというのは、事故が起つたのは私どもの事故よりも三日か四日ほど早かつたというふうに向つております。十一月の二十五日ごろだつたというふうに向つております。

で、もういてもたってもいられなくて、どこか相談するところがないかということで、たまたま知っていた被害者支援都民センターの方に電話をかけてきて、今空港にいるんだけども行っていないですとかということで、もうそれだけ言って飛行機に飛び乗ってこれた。それで、我々がちょうど控訴をするかしないかというようなことを警察の方で検討していただいているときだったものですから、控訴してもらおうというすべいいんだというようなことを聞きたいということで、私どもで書いた抗議文書といいますが上申書といいますが、そういったものを参考にお見せして、こういうふうに書いた方がいいかというかと、こういうアドバースを差し上げて、それを都内でホテルで缶詰になって書いて、それを持ち帰って福岡高裁の方に提出したと。

そういう行動がなければ長崎の地裁ではもうほとんど控訴しないというような状況だったやに聞いておりますが、そういう行動をとったことで控訴され、結果的には執行猶予が外れて実刑判決が下ったというようなことで、この方のかなり精神的なショックは現在では薄らいできているというふうに向っております。

○竹村泰子君 ありがとうございます。

○白浜一良君 ありがとうございます。

○白浜一良君 公明党の白浜一良と申します。

きょうは、四人の参考人の皆さん、大変貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。心から御礼申し上げます。

限られた時間でございますので、何点か確認したいと思いますが、山上先生、犯罪被害者基本法のことをこの書面に書いてございますが、いわゆる「犯罪被害者の権利宣言」を基本理念として盛り込まれたということが書いてございまして、見せていただきますと七つの権利が書いてございいますが、どうでしょう、この基本法は大事だと思わんですが、この基本法を制定するに当たってのいわゆる基本的な理念というんですか、七つの権利は書いてございますが、最もコアになる理念とい

うのは何なんでしょうか。

○参考人(山上皓君) 犯罪の被害というのと同じ国の社会の一員によって不法にされた行為であり、一種その社会が裏切った面があるわけですが、けれども、そこを、社会の責任でもう一度信頼していい社会だということを被害者の方に伝える、そういうメッセージを込めて、できる限りの回復への努力をするということにあるだろうというふうに思います。

○白浜一良君 それから、山上先生に聞いて伺いたいんですが、この民間援助団体、これが今回の法改正で指定、項目に入っただけでも、これは大事なことなんです、実際は物すごく御苦労だと思わんですが、立ち上げて維持されるのには、ですから、今、現状でも十八団体しかない。しかし、犯罪被害に遭われている方は全国にいらっしゃるわけで、ボランティアがベースになってはおりますが、犯罪被害者の皆さんの立場に立ちますと、やっぱり有効な機能をされております、あちこちでできていくことが大事だと思わんですが、いろんなネットワークがあると思わんですが、御苦労されてつくってこられた立場から見ると、一番こういうところがネックなんですか。また、どういう手を打てば全国的な支援団体が出るようになるでしょうか。

○参考人(山上皓君) 先ほども申しましたが、やっぱり資金とそれから人でありまして、人は、私たち、こういうふうな活動をどんどん広げていって、そして被害者の実情が見えてくる、それに呼応できる人は探せるものなんです。各地域にそういう心を持った専門家あるいはボランティアの可能性のある人がたくさんおられますので、それを少しずつ広報して広がっていくんですが、ただ同時に、財政的なものとか、集まる場所とか、そういうところがなければそういう志がある方でもそこにつくることができないわけです。

大抵の場合には、警察の犯罪被害者対策室の方でしっかりと人がいたときに、その人が私たち

が探していった専門家の方と連携しながらその可能性を探る。そのときに、財政的な基盤がどこにあるか、あるいは設置する場所をどこにつくするか、建物を借りるだけでも大変お金が要るものから、その苦勞を随分されて、その条件が整ったときに初めて立ち上がるということがあります。

しかし、各地域にボランティア、それぞれのいのちの電話とか、あるいはいろんな形でボランティア組織があつて、そういうところに人材がおりますので、そういう周囲からの援助があれば全国に広げていくチャンスは十分にあるというふうには私は感じています。

○白浜一良君 私は新聞で見たんですが、今度、神奈川ができるらしいんですが、神奈川の場合は県が基金をつくってやろうと、そういうきっかけづくりをされたら報道で知ったわけですから、いわゆる国とか地方自治体のその場合のかわり、これは余り一律的にやっただけでできるわけじゃないでしようから、国とか地方自治体のそういう民間援助団体を育成していく場合の関与の仕方というのはどうなんでしょうか。

○参考人(山上皓君) 基本的には、資金と場所を提供して、ボランティア組織については主体はそちらに任せるようにしていただくのがいいと思います。

そして、そういう民間援助組織は、その組織で、当然、被害者支援というのはそういう質的に高い活動、あるいは秘密の厳守とかいろんなものを要求されるわけですから、それを内部で私たちがきちつと引き締めてやっていくつもりですけれども、そういう財政的なものとか場所の問題とか、そういうもので応援してくれれば、ちゃんとそういうしつかりした組織をつくっていく可能性は十分ある状況だというふうに考えます。

○白浜一良君 もう一点、山上先生にお伺いしたいんですが、先ほども出ていましたが、PTSDです。

今回、この法改正で、いわゆる犯罪被害者の等

級が四から四までが十四に拡大されますね。このPTSDというのは、今後、社会も複雑になりまし、だんだん大事なウエートになっていくと思うんですが、先ほども客観的な評価は大変難しいとお述べになっておりましたが、そういう等級にできるような内容なんではないでしょうか。

○参考人(山上皓君) 既に何年も、あるいは十年以上もずっと重い症状を持続している方がおります。そういう方を診断すれば、だれが診てもそういう診断はつけられますし、それによって社会生活が大きく障害されていることがわかりますので、そういう意味で、症状の重さと、それがその機能にどれだけ影響を与えているかというのを評価することは決して難しいことではありません。

ただし、補償の金額とか補償の判定の時期とか、そういうことが関連してきますと、やはり精神的な症状というのはそういうものにも無意識的にも影響を受けやすいところがあるものですから、当面は、そういう症状をできるだけ軽くする、あるいは発生させない、あるいは発症したものをできるだけ軽減するというように全力を尽くすのがよいのではないだろうかというふうに感じております。

○白浜一良君 どうもありがとうございます。それから、川本先生にお伺いしたいんですが、レジュームを見まして、「今後の課題」というところの、これは一般的によく議論されておりますが、日本に住所を有しない外国人への適用の問題です。

私も非常に思ったことがございまして、ずっとワイドショーなんかで取り上げてきたルーシー・ブラックマンさん、こんなことになったわけでございますが、家族がイギリスからも来られて、いろいろ報道されておりましたが、経費は全部イギリス大使館が持ったわけですね。実際、そういう犯罪被害者としては適用されていけないことなんです、本国イギリスでも大変大きな問題に取り上げられたということなんです、日本ですういう犯罪に遭われた、亡くなられたことは間

違いないわけで、これはやっぱりこれでいいのかなという率直な感想を持っております。

これは、法律は法律ですからいろんな考え方があろうというが、今後の課題というふうに取り上げていきたいと思いますので、ちょっと所見を伺いたいと思います。

○参考人(川本哲郎君) 確かに、今先生が言われた例なんかを見ますと補償は必要だろうと、基本的にそう思います。ただ、発展の段階で、先ほど御質問がありましたけれども、犯罪学の世界というのは、従来、犯罪者だけ考えておりました。犯罪者というのはどんな人なのか、素質と環境だということを書いていたんですが、そこから被害者学というのが出てきたのが今から五十年ぐらい前ですか、そこで被害者の方に目が向いた。ただ、そうしますと、被害者の何か責任みたいなものになってくる感じがありましたので、今現在では被害者支援という方向へ移っております。

さらに、それと今を結びつけますと、国の責任とかそういうものをダイレクトに問うというところまではちょっと難しいのかなという気がするわけです。つまり、日本の中で被害に遭われた方がいらっしゃる、それはどうしてかといえ、警察、検察、ちゃんと犯罪を予防できなかったからなんだというふうになって、その補償だということには、そういう側面があるのは確かなんですけれども、やはり犯罪被害者給付法なんかはそれを前面に打ち出しているわけではないわけですね。それを考えると、難しいけれども可能性はあるというあたりなんではないでしょうか。

つまり、外国人の方が日本にいられて被害に遭われた、そのときに日本の国は何もしないのかというところでは、見舞金とか、何か被害者ないしは被害者遺族の方の支援をさせていただくという方向はあるだろうと。ただ、そこが、外国人の方が来られて日本で被害に遭われたから、日本の治安が悪いからだということまでは行かないだろうというふうに思っております。

○白浜一良君 検討会の報告を見ますと、いわゆる相互主義に基づいて、今後の検討課題と、こう書いてございますが、相互主義ということは、イギリスならイギリスにもこのたぐいの制度が二十年進んだ形で、日本は二十年おくられているらしいので、これは外交関係として、お互いのそういう犯罪被害者に対する補償措置として外交関係で結んでしまえば済みますよね。そういう意味での努力というのは当然するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(川本哲郎君) そのように考えております。つまり、被害者支援については、欧米中心にかなり日本より積極的にされているところがあるわけですから、日本人がイギリスに行つて被害に遭つた、その場合に支援を受けられるとすれば、イギリスの方が日本にいられたときに当然支援は提供すべきだろう、そういう話し合いはできるだろうと思っております。

○白浜一良君 どうもありがとうございます。

それでは、白井先生に一つだけ伺いたいたんですが、いわゆる過失犯は適用外と、こういうふうになっておりますが、過失犯といえども際どいのはいっぱいございますよね。衆議院でもいろいろ議論されていたんですが、例えば屋上から自殺をされた方がいらっしゃる、たまたま下を通行された方が被害をこうむられた、この場合なんか具体的にはあり得るケースなんです、一応、法の形としては過失犯は適用外ということなんですけれども、現実的に言うとなんか過失犯であつてもそういう犯罪被害者に該当することがあると思うんですね。この辺はどういうふうな考えでしょうか。

○参考人(白井孝一君) 私どもの意見書では、やはり過失犯も含めて本来補償制度というものを定めるべきだといふふうに意見書を出しておりますが、しかし、この補償制度の根拠ということが、国の方で国民の安全というものを図るために警察制度とかいろいろの制度を設けて、それにいかかわらず犯罪が起きてしまつて、被害が起きてしまつたということから、やはりその被害者に対して社会の連帯共助ということから補償をしてい

くんだというふうな考えに立つた場合に、本当に軽い過失といえますか、本当にそういう軽い過失のものまで国に責務があるのかという、そういう議論は弁護士会内でもございます。すべての過失犯について補償しなければならぬのかどうか、その辺はやはりまだ検討をしないかなければならない、過失犯の中でもいろいろ種類を区切つて補償をしていくのか、その辺のところはやはりまだ検討する余地があると思います。

○白浜一良君 井上参考人、本当に悲しくて残酷な体験をお聞きいたしました、もうお聞きすることとはございません。我々そういう貴重な御体験をお話ししていただいたわけでございますから、しっかり戒めとして頑張つてまいりたいと御意見だけ申し上げまして、質問を終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。

四名の参考人の皆さん、御苦労さまです。最初に山上先生にお尋ねをしたんですが、けれども、本当に被害者の多くの相談をお受けになられて長い間頑張つてこられたんですが、特に私、性犯罪の被害者、そして心的外傷ストレス障害を受けた方々が、今回、法律改正になつたわけなんですけれども、なかなかこういう人々への支給要件というんですか、それが外れてしまつていくのか漏れてしまふような状態になつていくのか、それが、はかり知れない被害を受けているということとを今御意見も述べられたわけなんですけれども、そういう犯罪被害者の心的外傷障害の実態と、支援の必要性というんですか、その点をまずお聞かせください。

○参考人(山上皓君) 資料の中でも表に示しましたけれども、実際の被害者の方で相談に来られる方の中には、性犯罪の被害者、強姦の被害者の方が数多くおられます。先ほど触れましたけれども、被害者を亡くされた御遺族の方と、それから性犯罪の被害者と、この二つの類型は非常に高い比率で重い心理的な後遺症を持つていて、PTSDと診断される率が高くなっております。

しかし、特に性犯罪の被害者の場合には、それを外部に訴えられない、自分だけで隠してしまふ、あるいは警察に届けたとしても職場とか家族には言えないとか、そういう人々もたくさんおられます。そこで、援助を受ける、あるいは治療的な介入を受ける機会を失して、非常に重い心の傷を持ったまま人生が変わつてしまふような経験をお持ちの方もたくさんおられます。

この人々を救済するには、何か直ちに基金でというよりは、むしろきめ細かな支援サービスができるようになる、あるいは被害者が安心して訪ねることのできる、あるいは電話をかけてすぐサポートされるようなしつかりした援助体制をつくつていくことが大事で、その入り口、それからまた被害者自身が自分からそういうものを求めていること、とても困難なことがあるものから、先ほど言いました事件直後のより早期の支援ができるように警察と連携して、本人が求める場合には速やかに援助できるような、そういう連携をつくつていくことが大事だろうというふうに思います。

○大沢辰美君 次に、川本先生にお願いしたいんですが、すけれども、「今後の課題」ということで最後に提案をいただいた中で、四番目の親族間犯罪の支給制限という点について、これはケース・バイ・ケースであつて、やはりしつかりし定規で制限をしてはいけないという指摘をされたわけなんです。私もそのとおりだと思うんですが、この点について、今社会的問題になつておりますドメスティック・バイオレンスの被害者の実態は深刻なんです、そういう実態からこの支給制限はどのように、今課題として出していたいたんです、具体的にちょっとお尋ねしたいと思つたんです。

○参考人(川本哲郎君) まず、支給されるときに、全く支給されないわけじゃないんですけれども、支給されるときに三分の一という制限がついておられます。どうしてこれは三分の一になつてくるのかというのは、そんな明確な根拠があるわけではないわけですし、もしそれが認められるので

あれば、その三分の一に減額する必要はないのではないかと。全額認めればいいわけですから、ケース・バイ・ケースで認める場合と認めない場合というふうに決めるのであれば、その認めたのが三分の一というのはおかしいのではないかとというのがまず第一点ですね。

それと、あと、今先生が御指摘のように、ドメスティック・バイオレンスとかそういうものがだんだん明るみに出てくる。性犯罪なんかでも、従来もう本当に国の方でも全然支援していなかった、民間でも支援されていなかった。それがだんだんそういう動きが拡大してきましたから、被害に遭われた方も声を上げられるような雰囲気になってきているという状態ですから、今後はやはりそういう方たちに対する支援はふえていくと思いますね、数として。

非常に重要な課題であるわけですが、そこでこの犯給法との関係で申しますと、いろんな事例があるわけですが、今の問題でいうと、親子間であるから支給がでないんだとか、あるいは支給しても三分の一だとか、そういうような決め方というのはやっぱりかなり無理があるんじゃないかと。その制度によって、その制度があるがために、本来支給されるべき方が支給されないというケースは出ていると思うんですね。そこを考えればもっと柔軟な制度というのが考えられるんじゃないのかというのが私の言いたいことでございます。

○大沢辰美君 ありがとうございます。

次に、白井先生にお聞きしたいんですけども、支援団体の問題で、警察と支援組織の関係について、今回の法案では早期支援団体を公安委員会が指定することになっています。でも、指定要件については今後検討するということになっているわけですが、その要件に対しての御要望がございましたら、また支援組織に対する公的支援のあり方ということで、先ほど具体的に金額も算出されておりましたけれども、その他どのような支援が必要かという点で、まずお聞かせください。

い。

○参考人(白井孝一君) 先ほど申しましたように、警察とか検察庁とお互いに連携をとりながら早期に支援をするということは、これ大変必要なことだろうと思います。それについて、一定の要件のもとにこのような制度を設けるということは必要だろうとは思いますが、その支援組織というものの、犯罪の種類にに応じて、また被害者の状況に応じていろいろな組織が現にありましますし、またあつていいと思います。

自助努力のようなそういう組織もまた非常に大きな役割を果たしていると思いますので、この指定に当たりましては、やはりできる限りそういういろいろな多様性のある組織について認める、そういうこともぜひとも配慮していただきたい。それによって被害者の方が一人でも多く利用しやすいようにしていただく、そういうことが必要なのではないかということ、それから、先ほど山上先生の方でおっしゃっていただきましたが、資金と場所は提供していただいて、自主性は尊重していただきたいて、このことは非常に大切なことだろうと思えますので、実際の施行令をつくる場合、あるいは運用に当たりましては、その点をぜひともお願いしたい。

できれば、そのような施行令をつくる、あるいは指定の基準をつくるような場合に、やはりこのような関係者をぜひともお招きいただいて、そうした意見も聞いていただきながらつくっていただくということが一番いいんじゃないかというふうに思っています。

○大沢辰美君 ありがとうございます。

もう一点、先ほど述べられましたけれども、給付金の水準ですね、被害者の。最低の医療費とか生活の保障とか、一定のことをお話しただいたんですけれども、すべて時間がなかったので述べられなかったのではないかとと思うんですけれども、そういう内容について、今後のあり方というんですか、その点について具体的に。

○参考人(白井孝一君) 済みません、ちょっと聞

き取れなかったのです。

○大沢辰美君 被害者の給付金の水準について、最低限の医療費だとか、それから生活の保障なども含めてる述べられたと思うんですけれども、時間がなかったので全部述べられなかったということをおっしゃいましたので、具体的にございましたら教えていただきたいと思っています。

○参考人(白井孝一君) 先ほど山本さんの例でおわかりいただけたと思いますが、私どもが考えておりますのは、やはり医療関係費として、現在のこの改正案では自己負担分の治療費ということだけですけども、医療関係費でも、リハビリの費用とか衛生用品とかあるいは補助具とか栄養などの費用、あるいは場合によっては個室入院の費用等いろいろありますので、そういった費用を考えていただく。また、カウンセリングの費用というものも考えていただく。それから、通院交通費、また介護費、それから葬儀費用、死体処理、運搬費用、家屋などの清掃、修理費用、それから休業補償、それから将来の生活保障、それから症状固定と診断された後、入院施設等の充実。それからまた、ドメスティック・バイオレンスなどのように避難が必要な場合の避難施設などのそうした点について総合的に考えていただきたい。

それから、ちょっと申しわけないんですが、先ほど使い勝手のいいということをおっしゃられたんですけれども、また私どもで考えているのは、例えば犯罪被害者証明書みたいなものをつくっていただいて、これを病院なりどこかに差し出せば、この方についてはこういう保護が受けられますよというふうな、そういうできる限り使い勝手のいい工夫をもし施行令なり今後運用を考える場合にお考えいただきたいというふうに思います。

○大沢辰美君 ありがとうございます。

最後に、井上さん、きのうも交通事故の会議に参加いただいて、きょうもまた来ていただいて、本当にありがとうございます。語るたびにづらい思いをしておられるのにお聞きするのはとてもつらいんですけれども、一点だけ。

事故後の警察等の対応とかいろいろあったと思うんですが、その点で、今後警察とか司法に対して望まれることというんですか、先ほどもちょっとお話しをいただいたんですけれども、ここだけはちゃんとやってほしいという点を教えていただけたらと思います。

○参考人(井上保孝君) 私の場合は非常にそういう面では恵まれていたと思います。事故の処理に当たってくれた警視庁の高速警察隊の方も非常に親切で、その後も、つい最近も私たちの事故車を見てきたんですけれども、その手配にしても随分フォローをよくしていただけたということ、少なくとも私どもの事故に対して、警察に対して今不満とかいうものは持っておりません。

ただ、検察官に対しては、これは私どもの記者会見なんかでもちょっと話をさせていただきましたけれども、東京地裁の一番の求刑のときに、業務上過失致死傷罪の最高刑は五年ですと、あなた方今求刑できる最高刑は五年ですという話をずっとされていったんですね。私どもが入っている任意保険の弁護士さんに相談したら、少なくとも道路交通法の方があるので併科できるはずだと。併合罪を使えば、処断刑としては七年あるはずだという話をされていったんですが、幾ら話をしても、業務上過失致死傷罪と道路交通法違反を併合しても五年が最高だということだったんですね。

実は、警察の方とそれを争うほど我々プロじゃございませぬし、けんかしても、我々はどちらかというと警察にお願いしているというか、検察官に頼らなきゃいけない部分ですので、けんかできなかったんですけれども。

結果的に、控訴審の判決文の中で、最高刑が七年であるにもかかわらず五年を求刑した検察にも問題があるんじゃないかというふうな趣旨の判決文が出まして、やはり七年だったのかというふうなことを感じたわけで、そういう意味では後味の悪い対応があったなと思っております。

○大沢辰美君 ありがとうございます。

○照屋寛徳君 社会民主党の照屋寛徳です。

きょうは、御四名の参考人の皆様には貴重な御意見をいただきまして、心から感謝を申し上げます。というふうな思っております。

私は沖繩の出身であります。この犯給法というのは、現在のところ故意犯による被害が対象であります。犯罪主体は限定をされていないわけですが、御承知のように、沖繩にはたくさん米軍人軍属並びにその家族が駐留をしております。米軍人軍属、その家族による特に性暴力、性犯罪その他の一般刑法犯による被害が続発をいたしているわけでありまして、参考人御案内のように、九五年には小学六年生の少女が海兵隊員ら四名に暴行されるという事件がございました。ことしになって、特に立て続けに中学生の少女が襲われるという性犯罪が起っております。非常に私も県民心を痛めておるわけです。

これら性犯罪、性暴力というのは、なかなか被害感情もありまして、それから沖繩のような非常に濃く共同体という地域社会の中で事件として立件されないという部分も一つございまして、それから、そういう事件等が明るみになって報道されることによる、白井参考人がおっしゃっております。恐らく、性暴力、性犯罪による被害者並びにその家族の受けた精神的な被害というのは私どもが想像を絶するような甚大なものがあるだろうというふうな思っております。いつもこの種事件が起ると政治的、社会的に大きな問題になるわけでありまして、一方で、私どもが気を配らなければいけないのは、この被害者や被害者の家族に対する精神的なケアというんでしょうか、それが一体十分になされているかどうか、そういう意味での支援がどれほどなされているのかということもいつも気に病んでいるわけです。

そこで、山上参考人の論文も私あらかじめ読ませていただきました。精神犯罪医学の御専門の立場で、それから同時に民間の被害者支援センターを立ち上げるなど、本当に御苦勞をいただいていることに敬意を表したいと思います。この性暴力、性犯罪による被害者の精神的なケアのあり方、支援のあり方、そのことについて、先生の長年の御体験等を踏まえて御提言いただければ大変ありがたいなと思っております。

○参考人(山上皓君) 先ほどもちょっと触れましたけれども、被害者支援都民センターでも性犯罪の被害者の方から電話で相談を受けたり、あるいはカウンセリングを継続的にしたりしております。

性犯罪の被害者が御自身からこういふところへ援助を求めてくるという率は恐らく百分の一もない程度で、実際の被害者の多くは一人で苦しんでおられる、あるいは周囲には知られず、どこにも助けを求められない状況でおられるだろうというふうな感じます。

大事なのは、やはり受けた傷についてちゃんと話すことができて、そしてそこから回復するきっかけを持てるようなカウンセリングが受けられることが、恐らく強姦のケースなどですとほとんどのケースが必要なんです。早い時期からされるのが、本人が望めばですけれども、大切であります。それを、多くの場合は一人で苦しんでおられる。あるいは家族の方も、そういう精神的ないろいろな症状が起きてきますけれども、それに対する対応を知らなかったり、あるいはそういう目に遭ったのは子供、被害者も不注意だからだとかそういうふうなことを言われて、かえって家族の間でも非常に悪い関係になってしまったりというふうなこともあります。ですから、早い時期に専門家の援助を受けられるようにすることが一番大事だと思います。

そのためには、こういう援助、先ほども言いましたけれども、信頼できる援助組織がきちんと用意されていて安心してそこに行けるという、そしてまた、どこでそういうことが気づかれたか、私たちのところでもクラスメートが教えてくれたからとかそういうことで被害者が来られることがありますけれども、そういうようにいろんなところ

から、そういう支援組織がある、責任を持って見てくれるところがあるというところを伝えていく必要があると思えます。そういう支援組織の充実あるいはカウンセリング体制の充実が一番大事であらうというふうに思います。

○照屋寛徳君 川本参考人にもお伺いをしたいのでありますが、参考人のレジューメの中でも、「今後の課題」ということで、先ほども他の委員から質問がありました過失犯による犯罪被害への本制度の適用の問題ですが、故意犯、過失犯、どの程度の過失犯に適用を広げるかという問題はあります。もうけれども、被害を受けた被害者の側からすると、故意犯による被害も過失犯による被害も同じものじゃないかというふうな気がするんですけど、刑事政策的に、諸外国の制度を含めて、今後どう検討をしていくべきか、御意見を伺いたしたいと思います。

○参考人(川本哲郎君) まず、故意犯と過失犯の違いですが、これもイギリスとは若干制度が違うので日本の故意犯と過失犯との区別とは違いますが、けれども、大まかに言って似たようなものがございます。

イギリスでも、先ほど井上さんが紹介されたような悪質な交通事犯ですね、軽微じゃなくて、飲酒でスピード違反で無免許でというふうな形の無謀運転の場合には懲役、向こうは拘禁刑ですが、十年まで上げるという改正をしております。ところが、それを日本と同じように未必の故意であつたらどうかと。つまり、無謀運転というのはこういう状態で事故が起きたら死なれど、死ななくても構わないと思っているようなものじゃないかと、そうすればそれは過失ではなくて故意ではないかという議論はあるわけですが、実際イギリスでもそれはほとんど適用されております。日本でもそうでございます。本当に無謀な、故意に近いようなものであつたとしても、やはり故意の認定というのは、今までの歴史がございますし、またその理論的な経過もございますので、それを故意犯と同様にしようというのはかなり難しい。

いのではないかとというのが第一点でございます。次に、過失犯に対する犯給法の適用については、先ほど申し上げたとおり、これはケース・バイ・ケースで、やはり対象になる方がいるのではないかと。結局どうして対象になっていないかというの、先ほど申し上げたように、保険とか、ひき逃げなんかの場合でも国家が補償しておりますので、交通事故で被害に遭われた方で全く賠償を受けられない方というのはほとんどおられないというの、その理由になっているわけですが、それはほとんどということにして、全部ということではないのではないかと。そうしましたら、やはり対象にする余地はあるのではないかと。

つまり、全員対象にしましたらこれはもう莫大な数ですから到底無理ですけども、ほかで救済を受けていない方という方とか、あるいは救済を受けても不十分である、形式的に一応損害保険の対象になったけれども実際に遭われた被害の何分の一しか補償されないというふうな場合は、この犯給法の対象にされていいのではないかとというのが私の意見でございます。

○照屋寛徳君 白井参考人にもお伺いいたします。参考人が書かれた論文や日弁連の提案もあらかじめ読ませていただきましたが、私も三十年近く弁護士をやっております、加害者の、いわゆる刑事被告人の弁護を担当したことももちろんございますし、あるいは犯罪被害者の方から頼まれて民事の事件を担当するというふうなケースもあります。確かに参考人がおっしゃるように、司法関係者による二次的な被害、弁護士だけではなくして、捜査に当たった警察、検察庁、あるいはマスコミ等を含めて、いろんな形で二次被害の問題があると思えますが、それをどう私たちが努力をして二次被害をなくするような具体的な手だてを講じていったらいいかということが一点。それから、参考人の「自由と正義」二〇〇八年八月号に書かれた論文の中で、押収物とされてい

○円より子君 今言いましたサリン事件の河野さんのような場合はどうですか。

○政府参考人(石川重明君) これも受けられた被害というものは、現在は犯給法は故意による身体犯、これによって受けられた被害、そこで精神的な被害というものは理論上、現行法上一級から四級までのものに障害が固定をしたという判定がなつた場合には当然理論上その対象になるわけですが、個々具体的にこの事案について今はどうかということについてはちょっと私承知をしておりませんので、理論的な問題だけでとどめさせていただきたいと思います。

○円より子君 犯給法の施行令で、これは平成九年の改正で心的外傷が第四級に精神障害として対象になったと聞いておりますけれども、心的外傷、心の傷とかそれから心的外傷後ストレス障害とか、PTSDと言われているんですが、こういったものの適用の判断は大変困難であり、また解釈の仕方にも限界があるということはよくわかるのでございますが、今まで、平成九年の改正で入つたこの第四級の心的外傷に關して、この犯給法を受けた方はいらつしやいますか。

○政府参考人(石川重明君) 先ほど申しましたように、犯罪行為によって被害者の方に障害が残つた場合に、その精神的な障害というものが第一級から四級までの障害事由に該当する犯罪被害であるというふうな固定をして認定されたという場合には、障害給付金の対象となり得るわけですが、制度発足から現在までのところ、精神的な障害ということで認定をして給付金を支給したという事例はございません。

○円より子君 支給件数ゼロということですね。今後これが、本来は、もう御存じのことだと思ひますが、例えば強姦や強制わいせつ等で被害を受けた方というのは、外傷的には大変軽いかもしれないけれども、心に受けた傷というのはもう本当に重くて、例えば精神科医、これは参考人でいらした小西さんが何度も言つていらつしやるんですが、そういった専門家の方々によりますと、さ

まざまな暴力被害の中でPTSDを発症させる率というのは強姦が最も高いそうです。次いで殺人被害者の遺族に高いと言われているんですね。こういった外からは見えない被害の大きさ、その苦痛の大きさを考えますと、この四級に当たつた心的外傷の方々には、今までも支給ゼロではなくて、本来は潜在的に大変多いんじゃないかと私は推測するんです。

といいますのは、先ほど申しましたように、私どもの相談のところにもそういったケースはたくさん来ますが、電話相談だから話ができるという方も多いんですね。警察や、それから勇気を出して告訴して裁判になつたようなケースでも、警察でレイプの二次被害を受け、裁判所でまた三次被害を受け、もちろんその途中で弁護士からも受け、それだけでもう人の目にさらされるのは嫌だと、そういう方が多くて、その苦しい思いを電話でとにかく聞いてほしいという方が多い。そうしますと、またその犯給法の申請のときに嫌な思いをするんじゃないかと思われるかもしれないし、先ほどの認定が難しいということであれば、条件的に申請をしても無理かもしれないということもあるかと思ひます。

こういったケースが多い場合に、もちろんこれは私たちが被害を受けた方々に対する見る目というものを社会全体が変えていかなきゃいけない、そういった教育、啓発の問題もございまして、けれども、何とか申請件数が、多くするということと税金を使わなきゃいけないから皆さんは嫌かもしれないが、でも本来の被害者を救うためにはふえべきだと思ひますね。

このあたり、今後どのように考えていらつしやるか、具体策をお聞かせいただければと思ひます。大臣、お願いいたします。

○国務大臣(伊吹文明君) 税金を使うから嫌だということはいけません。これは税金を納められる方が御判断なさるべきことでございまして、私たちは税金をお預かりしているだけでございまして、から。

私も長く厚生関係の仕事をしておりまして、で、精神障害の方の認定というのは率直に言つて非常に先生御指摘のように難しいところがございます。同じ症状の方でも時と場合によつてみんな違ひますね。ですから、金銭的なものにつきましてはできるだけそういう申請がしやすいような形をとらなければいけないと思ひますし、また御本人と直接やりとりをするのではなくて、今度の法律でいろいろな援助団体等をつくつて、NPOだとか何かをもつて、ただし守秘義務を持っていたら御相談に乗り、活動していくということが盛り込まれているのを御承知だと思ひますので、できるだけそういう方々を通じて御申請等いただいた場合に、画一的にやらすに、幾つか、何日か、いろいろな状態等を判断しながら、判定は余り機械的にやらないようにするべくまた公安委員会としても警察の諸君にお話をしたいと思つております。

○円より子君 判定は機械的にやらないようにしたいとおっしゃつてくださつて本當によかつたと思ひますが、ぜひ柔軟な運用をお願いしたいと思ひます。

それで、午前中に参考人からの御意見を聞いた中に、本當に悪質な交通事故でお嬢さんお二人を亡くされた井上さんが、自分で起こした事故でもないのに、その後の書類を整えたりいろんな申請用紙をもらつたりとかのいろんな作業が、時間と労力が多大にかかる手続があつて、そういう中で亡くなった娘さんたちを思い起こす大変つらい作業だつたとおっしゃつていまして、この井上さんの話だけじゃなくて、それぞれ犯罪被害を受けた方々は、本當に手続やそういったことでまた煩わされて仕事もできなかつたり、ますます精神的な被害を受けるという方も多いようございまして、ぜひ、大臣も申請しやすい形にしたいとおつしやつていまして、犯給法の手続を簡潔にしてほしいという要望が参考人からあつたわけですが、どのように申請しやすい形になるのか、今はどういった形なのか、ちよつと教えていただければ

すでしょう。官房長の方でも結構でございます。

○政府参考人(石川重明君) 結局、もう一度その体験をお話しにならないかならないかということには非常に悩んでおります。

したがしまして、今私どもがいろいろ講じておる手だては、例えば御相談に見えたときに女性警察官が対応をするとか、あるいは場所も、警察でございましてどうしても取り調べ室みたいなところに、あいていこうということでも事情を聴取するといったことがありがちでございますけれども、やはりプライバシーが保ててしかも雰囲気も取り調べの現場といったような形でないような、そういう事情をお聞きするような場所を警察署に整備していくとか、あるいは場合によりましては現場でお話を聞かなければならないということもあるわけでございますが、そういうときには自動車にそういうような事情聴取がほかから見えない形でできるような、そういう被害者に配慮をしたような構造を持ったものを充てるのか、そういうことをやつておるわけでございます。また、今回お願いをしております法案で、民間の早期援助団体の方々にいろいろそういう面できめ細かい御配慮をいただいて支援していただくといったようなことを通じて、なるべくそういう申請がしやすいような形に持っていきたいと、こういうふうな考えているところでございます。

○円より子君 先ほどの大臣の御答弁の中には、民間被害者援助団体に対してその拡充をしていく、そこへ支援していくということも今回盛り込んだというお話がございましたが、私の相談機関も、本當に私の原稿料とちよつとした講演料を全部入れて細々とそれだけで、二年間のカウンセリングの訓練、研修、その後ボランティアでしていただくというような形でやつてまいりまして、ボランティアでというものは大変現実には場所も要れば電話も要るしという形でお金のかかるものなんです。

ボランティアでやつていただきたと言ひられても、現実には大変な予算を伴うわけでございます

て、私のところとは違いますが、東京・強姦救援センターというのがあります。私も一応支援の一人として入っているんですけども、ここが本当に細々とずっと強姦された女性たちの支援を行ってまいりましたが、常駐のカウンセラーを置けるような状況ではまずなくて、皆さん働いて自分の食いぶちは稼ぎながらそのほかの時間帯で相談をしたりという形でやっていらつしやるわけです。そうしますと、民間被害者援助団体、今回の犯罪被害者に対するいろいろな援助団体が幾つか、今は十七、民間の方々で全国にあるということですが、やはりそこに人材とそれから施設、相談をする場所、そういった形のときに、どうしても訓練、研修を受けてもらうための費用、講師を呼んだり、それから相談を受ける場所等必要になってくるわけで、予算が伴わなければどうにもならない部分があると思うんですが、その予算についてはどうなっておりますでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 今回お願いしております法案は、被害者の方々あるいは御遺族の方々に対する犯罪被害発生直後からの援助が効果的に行われるようにということに主眼を置いておりますので、民間の早期援助団体等の皆様に対する財政支援というような形のもの置いてございせん。ただ、地方自治体におきましてこれらの団体に対して補助金を支出しているところがあるというふうに向っております。

私どもも、昨年の十一月に、これは委託調査でございまして、民間の被害者援助団体がどういう形で活動しておられるかということを調べましたんですが、そのときにやはりそれぞれ多くの団体が厳しい財政状況にあるということはその調査によって明らかになっております。適切な財政支援のあり方について、これは警察だけでなく、関係機関と必要な連携を図って、今後ともいろいろな支援を考えていきたいというふうに考えております。

○円より子君 伊吹大臣は政治家でいらつしやる

わけですから、法律だけをつくっても財政的措置がなければ絵にかいたもちになることは多分重々御存じのことだと思いたすので、このあたりきちんと、本当に善意から、またやむにやまれぬ気持ちから支援をしていらつしやる民間の団体に、また、今十七ありますが、もつといるところがあると思うんです、そこに財政的支援ができるような措置をぜひこれから、今後、今回の改正じやなくてもいいんですが、やっていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 私も実はボランティアで障害者の方の御相談に乗っておりますので、また私の家内も点字のボランティアをしておりますから、そのあたりのことはよくわかつております。ボランティアという本来の言葉の意味も先生、しかしよく御存じだろうと思いたすね。財政援助というのは、やっていけば最終的には公務員になってしまふわけで、その間のどこかのいいバランス、つまり民間の善意の……(発言する者あり) いやいや、すべてを財政でやってしまえばこれは公務員になってしまふわけですから、実質的には、財源的に言えば、ですから、民間の方の善意がどこまであつて、そしてその善意を動かしていくために国というか、公的機関というよりもむしろ国民皆さんが納められた税金をどこまで投入し、どこまでをNPOのように寄附の税金控除という善意にゆだねるのかという、結局これはバランスの話なんです。

だから、今のお話からすると、基礎的な素養をつけていただくための訓練とか、そういうところのものにつままして、こういうものがどどん国民の中に認知をされていく、つまり認知をされていくということは、納税者がいづれ自分もそういう立場になるから自分の税金がそちらに使われてもいいよという社会的な認知ですね、これを前提にしながら、地方自治体それから私どもの方、みんな力を合わせてそういうものを少しずつ上げていく努力をお誓いいたします。

○円より子君 先ほど、支援団体にかわつて申請

をしてもらつとか、いろんなお話がありました。が、ではその数が多い場合に、そのボランティアの人たちがどこまで申請にかかわれるのかということもありまして、今の大臣の話でいきますと、ボランティアは何か有償ボランティア、無償ボランティア、この話をするとちよつと長くなりますのでおきますが、私が申し上げているのは、何も自分自身の、ボランティアをしている人たちの食いつぶまで補助金から何かしようなんということではないんです。

ただ、そういったことを支援する場合には、例えば電話一つ引くだけでも、それから相談室も要るでしょうし、研修も必要でしょうと、その辺の財政的措置は必要なんじゃないかということをお願いしましたので、その辺はぜひ御理解いただいて、早急に具体的措置をとっていただきたいと思いたす。

さて、もう一つは支援団体への支援の拡充ですね、支援しやすいように、団体をふやしていったり。午前中の質疑でも、長崎から、収入は大変少ないんだけど、毎月飛行機代を何とか工面して、そして支援団体へ本当に苦しい被害者としての思いを話に来る方も多しとか、それはまたまた長崎の方のお話を聞いたんですが、そういった方が、もし地元でこういう支援団体があつたらどんなにいいだろうとおっしゃっているということもありまして、多分十七だけでは足りなくて、どんな今後も出てくると思うんです。

そういったときに、やはりそういった財政的な支援があれば、そういった被害者の方々もある程度救済されるのではないかと思いますのでお願いしたいんですが、それだけではなくて、その御本人に、私は、カウンスリングを受けてようやく心の外傷から立ち直れるとか、PTSDから立ち直れるというようなこともありますので、カウンスリング代というのは犯給法から出てもいいのではないかと思つていらっしゃるんですが、それからまたそういった交通費等はどうなるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(石川重明君) これは犯罪被害給付制度の基本と申しますが、基本的な考え方にかかわることでございますけれども、これはそのまま放置しておきますと国の法制度全般に対する国民の信頼が失われるような重大な被害というものを対象とするということを前提といたしまして、それで財源も一般財源から給付金の支給を行うという、こういう制度でございます。したがって、そういう観点から、犯罪被害態様の重大性から見て決して看過できない、こういう重大な被害に限定をしていくわけでございます。

つまり、この制度は、犯罪被害等の被害の軽減を図るという趣旨でございますけれども、損害の完全な補てんというものを目的としているものではございません。そういう観点から、給付金の種類も限られておりまして、遺族給付金、重傷病給付金、それから障害給付金という形で限定された制度を考えているわけでございます。

したがって、精神的な打撃を受けた被害者は大変苦しんでおられるわけでございますけれども、その回復のための費用のすべてをその本給付金で支給をするということはこの制度の本来の考え方からしてとつていないと、こういうことでございまして。

○円より子君 国の法制度への信頼が失われるようなとおっしゃっていますが、ほとんど強姦被害、性的被害を受けている女性たちは、警察へもそれから法律にももうとつと信頼を失っている方たちが多いんですね。

その辺はやはり、公共事業でも何でもそうですが、けれども、国のいろいろな施策というのは形あるものに対してだけ割合予算措置がつくようなところが多くて、日本では、医者でもそうなんです、心理的なカウンスリングを受けることに對しての医者へのあれが、薬とか注射とか、そういうものに対しては健康保険等からかなりのお金が出るんですけども、本当にその心の問題とかソフトの部分に今まで予算措置が余りなされてこなかったということ、これはこの犯給法の問題だけ

じゃないんですが、そういった傾向がずっと強かったと思うんです。
 そういったことに關して、私たちは、心の傷を受けた方たちにどうしていくかということで、せっかく平成九年に改正された部分の拡充を図っていききたい、それからそんな国の法制度や警察への信頼を失わないで済むような形にしていきたいと思つてゐるんです。

もちろん、私は、神奈川県警等から發して、全国の女性警官の方たちがさまざまな性的被害を受けた方たちにいろんな対処をしてらっしゃることを十分存じておりますし、講師で来ていただいたこともあるので、その辺わかつてゐるんですが、ぜひともその辺を酌んで、また被害者の方々に、ああ、よかった、こんなふうに国が、本当にもう復讐したいほどの気持ちだけれども、復讐権がなくなつて、国で一応法律やそういったところで自分のつらい思いを何とか救済されていくということが、何とかなるんだわと思つてもらえるような、そういった形に犯給法をやつていただきたいなと思ふものだから、今申し上げた次第なんです。

○政府参考人(石川重明君) 給付金の制度については今申し上げたとおりでございますが、その精神的な打撃を受けた被害者がいわゆるケアを必要としている、そのことが大変重要であるということとは私どもも認識をしているわけでございまして、これはそのお金の問題ではございませんが、直接的な支援といたしまして、警察の部内におきまして、例えばカウンセリング技術を持つた職員を養成してそういうところで活動する、あるいは先ほど来申し上げております民間の被害者援助団体と連携をいたしまして、そしてこういう金銭的な支援以外の支援というものを増す、今後とも充実をさせていく必要があるんだと、そういう方向に努力をしたいと、こういうふうを考えているところでございます。
 ○円より子君 では次に、故意犯と過失犯における格差といいますか、これについて伺いたいと思

うんです。
 交通事故の被害者の方々、その遺族の方々、これも伊吹大臣はあちらこちらで質問を受けて御答弁いただいているところかも知れませんが、すべての交通事故の被害者にこの犯給法を適用すべきだというふうに私申し上げるつもりはございませんが、本当に悪質な交通事故に対してどうすべきかという問題は、今国民の間にも広く関心が高まっていると思ふんです。

その量刑の見直し等は警察庁、法務省で検討がされていくと承知しておりますけれども、私のものにもたくさんの手紙が来ております。朝いらした井上さんの方からもそうですし、それから母一人一人の一人親家庭で、ようやく息子が早稲田大学に入った、その入学した途端に、友人と歩道を歩いてたときに、飲酒運転で百キロの暴走をしてきた車によつて即死してしまつたという息子さんを持たれる鈴木共子さんという方からもお手紙をいただいたり、お電話で話したりしております。

私も、一人親家庭で娘を一人育ててまいりました、やつと今大学に入りましたが、本当にそういうときにも子供がそんな交通事故で奪われたらと思うと、もう人ごとではありませんが、その若い人の命、これからどんな人生を歩んだであろうかというその本人の無念さもあることながら、親御さんたちのお気持ち察するに余りあるんですが、量刑がこのときは交通事故では最も最高刑の五年半ですか、そういうのが出ましたけれども、けさ、いらした井上さんの方は、とても二人の娘の命の値段にしては量刑が低過ぎるというふうにおっしゃっていました。

こういったことを受けて、今後、どんな犯罪被害者といえますか、その過失犯の方でも、相当悪質な場合は、実際にはほかで、例えば井上さんの場合は、加害者の勤める会社が三千万ほどかかった費用を保険とその会社で負担してもらえたから経済的にそれほど大変ではなかつたとおっしゃっていました。でも、中にはそういったこと

がない方もいらっしゃるわけですね。そうすると、そうした他の保険やさまざまなことで適用を受けなかつた方たちに対してはこの犯給法が適用されてもいいのではないかとということが一つあるんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生の、何と申すか、困つた方に対する優しいお気持ちは私全く共感を覚えます。しかし、同時に、法律というものはかわいそうとかいふことで適用すべきものではないということもまた御理解いただきたいんですね。これは基本的なことに關することですから、我が国の基本的な社会のルールというのは自己責任原則によつて成り立っているんです。したがつて、基本的にはやはり事故を起こした者が事故の被害者に対して賠償するというルールによつて社会は動いてゐるわけですね。

しかし、そのルールだけを適用した場合には、必ずしも被害を受けた人が加害者からお金を取れないとか、いろいろなことができないようなそういう場合に、社会がみんな一緒に共生をしているという意味合いでつくつたのがこの法律なんですよ。したがつて、交通事故のようなものについては、本来自賠責保険でやはりカバーするというのが基本なんですね。しかし、それだけではカバーできないところがあるという御指摘も、私そのとおりだと思ひます。それは犯給法というジャンルではなくて、国民みんながお互いにそういう立場になるから共済的なものをもう一つつくろうとか、そういう議論をやつていかないと、国の法秩序とか社会の基本的な理念というものがそのときそのときの感情によつて動いていくというのは、私は法治国家としては余り適当な姿じゃないと思つております。

○円より子君 私もかわいそうだからといって法律が適用されるものではないことは十分承知しております。自己責任によつて加害者に賠償してもらふということも大事なことで、もちろんそうだと、当然だと思つております。

ところが、自賠責保険にも入つてなかつたような、先ほど言いました鈴木さんの息さんが亡くなられたケースなどはそうです、二度ももう既に免許を取り上げられてしまつたとか、そういった何度か前科という形であるわけですが、交通事故に關して。そういったときに、警察の、何度も交通事故を起こしてしまふような人に対して、免許取り上げとかそういったことのさまざまな措置が甘過ぎるのではないかと。

それからもう一つは、交通事故の被害者の場合、もしこれが即死とか殺されてしまつたような、殺されるという言い方はおかしいかもしれませんが、亡くなられたような場合には、被害者の側に事情を聞くわけにいきませんので、どうしても遺族の場合は、被害者の事情を聞くわけにいかないので加害者の側だけの話で済まされてしまつてという、そういう悔しい思いが残つてゐる方が多いものですから、この辺は警察の対応がかなり被害者の側に配慮して対応しなければいけないということもあると思ふんですね。その辺はどのように配慮なさつてゐるのか。

それから、大臣がおっしゃつたように、確かに交通事故の場合はこの犯給法の範囲ではないかもしれませんが。ならば別個やつぱり考えていかなきゃいけなくて、民主党では一応これは危険運転致死傷処罰法というのを用意したんですけれども、行政としては、何もこれが民主党のいうことではなくて、ぜひとも交通事故の被害者がある程度救済できるような法案、考えていらつしやるかどうか、これは法務省の關係になるのかもしれないが、その二つをお伺いしたいと思います。
 ○国務大臣(伊吹文明君) 別途のことを国民的な合意の上で考えていくということは私も賛成です。

それから、今、先生がおっしゃつた警察の対応が甘い、あるいは事故を起こした人に一定の期間置くとかまた免許を与える、重大な事故を起こした人の処罰が甘い、実はそういうことを盛り込んで、いずれお願ひする道交法の改正を実はお願ひ

しようとして準備をしているわけですね。ところが、その中で、今おっしゃった罰則、特に重大な事故を起こした者の罰則について、刑法全体との間のバランスが御承知のようにございますので、法制審議会にかけねばなりません。それを持つていると、間違ったことをした人たちに免許を出さない期間を長くとかということとはなかなか間に合いませんので、とりあえず今回そのところだけを除いて、いずれ御審議をいただく道交法を提出したわけです。

その罰則で、変な運転をしないということ、抑えるということ以外に、事故を實際受けてしまった人をどうするかというお話を今なさっているんだと思いますから、先ほどの性的被害をも含めて、御相談に應ずるとか、こういうやり方もあるよとか、こういうことをできるだけ警察の方でも充実してやらせていただきたいと思っています。

それから、お出しになっている法律については法務省の方で御意見があると思いますから、聞いていただきたいと思います。

○政府参考人(古田佑紀君) 悪質な交通事故につきまして、さまざまな御意見があることは私も私も重々承知しております。そのような問題にどういうふうに対応すべきか、これは率直に申し上げまして、今大変免許を保有している方がふえております。車というのは御存じのとおり非常に高速で走ったりするので、言ってみればそもそもある程度の危険があるわけでございますけれども、その中でやはりもうこれは過失というのはちよつと感覚に合わないのではないかと、うふうな危険な運転行為、これについてどう対応すべきかというところで現在真剣に検討しているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、言ってみれば車を運転する場合にいろいろな方が恐らく一度ぐらい危なかったかなといううな感じを持たれることもあると思うんですね。そういうふうなことがすべてこれが重罰化の対象になるというのもまたいかがか、そういうような観点から、本当に悪質な

ものだけきちつと重く処罰できるような、そういう罰則を今鋭意検討中ということでございます。

○円より子君 今は交通事故の話をしていましたが、例えば九九年の九月にJRの下関駅構内で通り魔事件がございました、これも皆さん御記憶にあると思うんですが、犯人は、駅前の歩道やコンコースに乗用車で入り込んで七人をはねて、さらに駅の階段やホームにいた八人の頭や胸、背中などに包丁で切りつけたり刺したりという、そういう事件でございました。この事件では、直後に三人の方が死亡され、またその後も二人が亡くなられて、そして十人が重軽傷を負っていらつしやるんです。

この事件では、車ではねられた被害者には自賠責保険の適用があつて、その支給額はかなり高額でした。一方、包丁で刺された側の被害者には犯給法の適用というところになつたわけですが、参考人質疑の中で、弁護士さんでしたかどなたかが、犯給法と自賠責とはもちろん違うものですが、先ほどから大臣が趣旨が違ふということも言つていらしてそれはよく承知しているんですが、自賠責並みの額を補償できないだろうかという御提案があつたんです。

この件については、このように同じ犯人から被害を受けて亡くなつた方の受ける金額が全く違うわけですから、この部分、これがとても代表的な例だつたので申し上げたんですが、この件についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 今の委員御指摘のとおり、犯給法と自賠責との関係、制度がそもそもよつて立つところが違ふというところで、そういうことになつておるわけでございます。

私どもも、有識者から成る犯罪被害者の問題についての検討会におきまして、どこまで給付金として救済の手を差し伸べるのが適当かというときに、自賠責の三千万というのの一つの指標として、そういうところも考えながらとにかく今の状況というものは改善をする必要があると、そういうことで、今回新たな重傷病給付金という制度も

創設をする、それから基礎額を、最低額につきましても最高額につきましても上げるということ、で、それぞれ給付金といたしまして最高額については約一・五倍ぐらいになるというところまで来ておるわけでございます。これはその制度のよつて立つところからくるところのぎりぎりの努力を今して法案をお願いしていると、こういうふうに御理解をいただきたいというふうに思っています。

○円より子君 では次に、親族間犯罪への支給制限についてお伺いしたいんですけれども、一九八五年の国連被害者人権宣言の邦訳、日本語訳は犯罪及びパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言ということ、大臣も御存じだと思ひますが、このパワー濫用というのは何かといいますと、アビューズ・オブ・パワーの訳で、ドメスティック・バイオレンス、つまり配偶者間の暴力や家庭内暴力を指しているわけですね。

国連被害者人権宣言と言つてしましますとちよつと中身がわかりにくいんですが、この国際公約とも言える同宣言から十五年以上たつてはるわけですが、我が国の取り組みというのは十分だつたと言えないように私は思ふんですが、例えば親族間でこうした、きのうは我が参議院の本院議でドメスティック・バイオレンス防止法が可決されました、あす、多分衆議院で採決され成立すると思ふんですが、ようやく配偶者間の暴力もきちんとこれは犯罪ですよといううな形の認識ができてきた。

今まで私がさまざま、さつき言いました三万件に近い相談を受けている中で相談にいらつしやる方々は、家裁等に相談に行つたけれども、夫に殴られる、そんなことは当たり前じゃないかみたいな、そういうことを言われてとても傷ついたと言つてうちに相談に来る方も多かつたんですね。大も食わない夫婦げんかの延長の暴力程度はといううな。

でも、私は知りませんでした、円さんで無知なのねと相談に来た方に何度も言われましたが、

耳の鼓膜を何度も破られたりと、耳の鼓膜でそんな何度も破れるものなのかとか、ばかなことを言つてしまった若い時代があつたんですが、背中の背骨を折つた方、鼻の骨を折つた方、もうさまざまの方がいらつしやいました、それは全部夫からの暴力だつたんです。

二十年前からそういう家庭内の配偶者の暴力というのは大変多かつたんですが、なかなか外に出なかつた。それが、ようやく法律になり、行政でもいろいろ、警察でもどこでもこういうことにも対処していくような理解が広がつてきて大変よかつたと思つてはるんですが、実はこういう通報しないのかという問題が、二十年間、私いろいろ見えてきて思つたのは、もちろん皆さんから話を聞きましたら、とにかく、離婚したくても夫が応じない、別居も生活費がないからできないといううな中で、我慢するしかしようがない。医者に行つても、実は階段から落ちた傷ですと、夫から殴られたというのはおつしやらないですね。それは、逆にそういうことでまた暴力がひどくなるかもしれない、現実に離婚もできないときに言つてしまつたらますます大変だということ、今回のドメスティック・バイオレンスも、実際のな女性の生活力、自活力が広がらない限りは、これもまた下手をすると絵にかいたもちにならないかと、私は大変そこをきちんとしていきたいと思つてはるんです。

例えばこの親族間の犯罪について、これは支給制限があつて犯給法は適用されないということなんですが、親族、家族といひましても、今、残念ながら大人の子供が高齢者の親を殴るとか、それから児童虐待はたくさんありますし、夫婦間での暴力も多いという、家族とは言えない状況になつてはるときに、法的に家族、親族だからといってこれを制限していいのか、これは合理的なのかと思ふわけです。

そこで、もちろんそういうものに全部支給していたら大変だということもわかりますが、例え

ば、実質的には破綻していると見られる夫婦のようなケースでの暴力被害において、その治療等にこの犯給法が適用されないのかどうか、その辺をお伺いしたい。

というのは、ビルから自殺者が落ちて下に歩行者がいるときに、それは故意犯ではないので犯給法が支給されないのか、その方が、もし歩行者が亡くなれた場合という衆議院での質問に大臣が、未必の故意とかそんな形に法的に刑法ではできなくても犯給法では柔軟な対処ができるというふうにお答えになったことを読みまして、親族間の犯罪について、実質的な破綻、破綻している夫婦間ではどうかお聞きしたいと思うんです。

○国務大臣(伊吹文明君) 非常にたくさんのお実御質問が詰まっていたと思いますので、まず、デパートから飛びおりましたというの、私がお答えをしたのは、過失でございますから本来はこの法律の対象にはやはり原則としてはならない、しかし飛びおるときに明らかに下に人がたくさんいて、そして何らかの被害を及ぼすということが客観的に見て認定をされるというような場合には、これはもう余り形式的なことを言っているのはいかがなのかということを上上げたわけですね。

それで、実は民主党さんや社民党さんから基本法を衆議院にお出しになって、それと我々の法律と少しやっぱ考え方が違うところがあるんですね。このお出しになった法律案、私は衆議院でも申し上げたように、民主党、社民党という党の性格からいってこの法案をお出しになっているのは非常に筋が通っているから、私はその点は評価しますと、しかし連立与党の持っている基本的な理念とは基本的に違いますが、これを申し上げたわけですね。

それは、一つは、つまり被害者が権利としてこの犯給法のようなものを受けられるというルールでは我が社会は成り立っていませんというところが一つなんですね。それからもう一つは、家族というものはやはり相互に扶助義務があると私たち

はまだ考えております。それは、個人の権利ということがだんだん進んでいって家族だとか地域社会というものはばらばらになっていくのかもわかりませんが、今の日本ではまだそういうところへ来ていないし、民法や何かの体系もそういう形で実は成り立っている。

ですから、国連の宣言のこともおっしゃいましたけれども、あれは別に条約じゃありませんから、ラティファイケーションを国会にお願いしているわけではないから、加盟各国は別にそれに縛られるわけでもないし、この条文を読んでもみると、ア・パーソン・メイ・ビー・コンシダー・ザ・ビクティムと書いてあるんですね。シャル・ビーとは書いてないんですよ。ですから、やはりその国の慣習、その国の法体系の中で最大限この宣言に合ったようなものをやっぱ出していくというのが国連に加盟している国の義務だろうと思って今回これをお出ししたんです。

ただ、非常に先生の御質問に関していえば、運がいいことには、運がよかったというのか我々にとつてもラッキーであったのは、本院で、先ほど来お話しになっている、妻が夫に殴られてというお話がありましたが、妻に殴られたようなケースもあるんだと思いますが、配偶者の暴力の法律がともかく衆議院へ送っていただきましたね。衆議院でこれが可決されると、ある意味でこれは犯罪としてとらえられることが出てくるんですね。そういうことをあわせながら、いずれ将来、この法律の運用としてどういうふうになっていくかというふうなことを考えていくためには、非常にいいタイミングでいい法律が出たのかなと私は思っております。

○円より子君 平成十一年の統計によりますと、殺人罪のうちの四・七％、傷害致死罪のうちの四〇・三％が親族間で発生しているわけです。それで、この親族間での犯罪にももちろん今までは適用されておりましたが、協議離婚した妻を殺害した事例で元妻との間の子供に対して遺族給付金が一事件、この犯給法からあつたと聞いております。

そうした柔軟な対応が今までもなされているわけ、今大臣がおっしゃったように、ドメスティック・バイオレンス防止法がこればかりで本当に人々の間に犯罪として認識されていけばこの犯給法も変わっていくかもしれないとおっしゃってくださったと、本当にこれは国民の間の意識とか理解というものが犯給法をこれからも育てていかなきゃいけないものだと思っております。ぜひそのあたり、今後の検討課題としてお考えいただけるということを、いい御答弁いただいております。

それで、これはもう御存じのことですが、大変英語にも詳しいようではありますが、米、国では親族関係も原則支給になっておりますし、英国でも同居家族への支給制限が緩和されるなど、家庭内暴力が支給対象になっております。もちろんそれぞれ法律が違いますから、一概に外国でこうだからということとは言えませんが、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

それから、また事例で申しわけないんですが、今、離婚した元妻を殺害した事例でその妻との間にできた子に対しての給付があつたということなんです、うちに相談で、祖父の、それも祖母からだつたんですが、自分の娘夫婦が子供を育てない。どちら離婚に際して養育したくない、引き取りたくないというふうな、それで、その祖母はともかく孫をかわいがつておられて自分が引き取つて育てると。自分の娘も、別れようとする夫に対して、とても子供を預けるようなことが、そんな無責任な人間にはできない。ただし、自分とはほとんど年金もスズメの涙ほどしかなくて、外で働いて収入を得るような体力というのか、そういう力もない。それで、養育費を娘夫婦から取りたいという、そういう相談だったんですね。

もう本当にさまざまなケースがあるんですね。けれども、もちろんこれは自己責任の原則からすれば当然養育費をその夫婦が払わなきゃいけないわけですし、本当は引き取らなきゃいけないということころなんです、こういったケースがあります。

今度は児童虐待をしている夫婦、自分たちの息子または娘夫婦に子供を引き取らせることができないから孫を引き取る。その孫は虐待を受けて大変な治療を必要とする傷害を受けていた場合に、そのおばあちゃんやおじいちゃんなりが治療費が払えないというふうなときに、当然親族でなければ、それが親族じゃない場合とかいろんなケースもあつたときに、これ親族間の話をまた二度お聞きするつもりではないんです、国がその治療費を一部立てかえて後から自己責任で加害者に払わせるというふうな、そういった施策があつてもいいのではないかと。

今またまた事例で言いましたが、それはちょっと頭から抜いていただいても結構なんです、そういうことはお考えになっていませんでしょうか。これは税金を財源とするということで財源論にもまた行くかもしれませんが、まず立てかえて、そして加害者から追徴として払わせるという形の、そういったことがあつてもいいケースが結構出てくるのかなという意味で事例を引かせていただいたんです。

○国務大臣(伊吹文明君) 具体的な事例、一つ一つで違ふと思います。

今のおばあさん、おじいさんが子供を扶養しない息子、娘夫婦にかわつて云々という場合に年金しかなくて生活費というふうなことにいって、やはり生活保護だとかいろいろその手だてで考えていくべきことなんだろうと思います。とりあえず払つておいて立てかえてというところが、先ほど申し上げたように、やっぱこの法律をつくつた私たちの政党が持っている基本的な理念と今先生がおっしゃっている理念とはここがぶつかるところだと思えますね。やはり基本的には自己責任を果たすことによつて社会秩序を形成していくんだという形で日本国家を考えているわけですから、代位弁済的に払つて後でそれを取り返すというのとは本来、私はちょっとなじまないのではないかと思います。しかし、個々具体的なケースで何かそれ以外の

そういう問題点があるということで、この犯給法の中でどうするということではないんですが、ぜひとも昨年できました保護二法とかそういうったものとあわせて、また今回のドメスティック・バイオレンスの法律とあわせて、犯罪被害者の方々の救済というものを本当に私たち国会、そして行政が一体となって取り組んでいかなきゃいけないくて、最後に、この見舞金という前提を犯給法もちょっと変えてもいいんじゃないかなという、見直す必要があるんじゃないかという私は意見なんです。

○円より子君　実は、少年法の改正、この四月から施行されましたけれども、少年法を厳罰化すべきだという議論がずっとあつたころ、マスコミによつてあおられたところもあるんですけども、数字のマジックがありまして、それほど犯罪が低年齢化しているわけでも、また凶悪犯罪が急激にふえたわけでもなかったにもかかわらず、あのようにもつと厳罰化すべきだという声が大変ふえましたのは、あのときやはり少年から犯罪被害を受けた方々、その遺族の方たちのテレビへの露出と

そこで、まず大臣に、この犯罪被害者の問題をどのようにトータルに御認識されているか、まず基本的な考えと、その中でのいわゆる警察の役割、犯罪被害者の問題は、先ほどちょっとおっしゃってりましたが、警察だけじゃございませう、もっと網羅的な問題があるわけでございますが、その全体の中での警察の役割は何かなものか、この二つをちょっと大臣から伺いたいと思い

○白浜一良君 わかりました。

それで、先ほども議論が出ているんですが、ちよつと官房長、確認のために、先ほど田先生もおっしゃっていましたが、衆議院段階での

議論で、朝の参考人質疑でも私はちょっとこれを取り上げていたんですけれども、制度として過失犯は対象外、これは当然、法律の体裁としてそうなっているから、それはもうよく認識しております。

ただし、いろんな事件、事故というのは、そういう水際でやってきた問題もたくさんあるわけですね。飛びおり自殺された方に遭遇して亡くなる場合もあるでしょうし、重傷を負われる場合もあるでしょう。そういうのは、先ほど大臣もおっしゃっていましたが、制度としては違うのはわかりますが、そういうケースとして適用される場合もあると、このように考えていいんでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 今、ビルからの飛びおり自殺でそれに巻き込まれて通行の方が亡くなったというケースは、大けがをされた、こういうケースでございますけれども、刑事司法手続上は故意犯として立件されるか否かということが大変微妙であるといったような行為でございますけれども、その行為の外形を、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、周囲の状況等に照らして客観的に見た場合に、人の生命または身体を害するという蓋然性を加害者が認識し得る、客観的に見た場合に認識し得る、そういう状況があるという場合にはこの法律上は故意による犯罪被害と解釈し得る余地があるのではないかと、こういうことでございまして、今後とも、被害者の救済という観点に立ちまして、法を適正的確に適用してまいりたいというふうに思っております。

今申し上げました事例は、昭和五十六年に実際に神奈川県公安委員会で裁定事例としてあったものでございます。

○白浜一良君 わかりました。それから、これも先ほど出ました、日本に住所を有しない外国人の問題で、大臣、これは私は午前中の参考人質疑の中で取り上げただけですけども、あのルーシー・ブラックマンさんがいらっしやいましたですね。不幸に亡くなられたわけ

で、真相はまだ、犯人が特定されておられません。犯人は特定されているのか、まだ訴追されていないわけですね。イギリスでも物すごく話題になっているんですよ、日本に滞在した若き女性がそういう殺人に遭遇された。

大きな問題になっているんですが、実際問題、御家族が日本にいられても、イギリスの大使館がちょっと手配したり、それからイギリスの民間会社がちよっと援助したりと、いろいろされたらいいんですが、日本としてはそれは法制度上何もする必要もないのかもわかりませんが、極めてこういう大きな外交問題でも話題になる問題で措置できないという、こういう問題はなかなかものかなというところで参考人の御意見を伺ったんですが、当然だというようなお答えが多かったんですけども、こういう問題に関して、大臣、何かお考えがございしますか。

○国務大臣(伊吹文明君) ルーシー・ブラックマンさんという具体的なお話についてのお尋ねですが、まことに先生がおっしゃるとおり、今の制度のもとでは大変日本の国としても申しわけないような結果になったにもかかわらず、特段の御援助ができないという仕組みになっているということ、これは先生がおっしゃるとおりだろうと思います。

したがって、今お願いしている法律について言えば、これはもともとやはり日本内に居住をしている人たちに対して犯罪が起きた場合にその被害にというところで、国内に住所を持つている外国人の方は当然その対象になっているんですけども、国内に住所を持つていない方は対象におっしゃるとおりなっております。したがって、将来の問題としては、諸外国でこのようなケースがどのようになっているのかということも少し私どもの方で見させていただいて、同時に国民の合意、つまり日本国内の納税者じゃない方についても日本国内で被害に遭われた場合には同じような対応をしていくというコンセンサスを得て考えていかねばならない問題だと思えますし、今御指摘のある具体的な問題は、外務省やなんかで

私はちよっと考えるべきじゃないかと個人的には思っております。

○白浜一良君 いや、今の具体的なケースはどうせよこうせよということじゃないんです。やっぱり西国、特にイギリスでは極めて大きなニュースになっているわけで、現に日本で亡くなったというところで、それは外務省のマターかも知れませんが、何もされていないという事実に関して所感を聞いただけでございました。

それで、これは検討会の中でも、この住所を有しない外国人の扱いにつきましては、相互主義を前提として、いわゆる注視するんですか、そういう今後の検討課題にもなっているのは事実なんです。が、相互主義という面からいいますと、これも午前中参考人と議論したんですが、例えば犯罪被害者のそういう給付金の支給制度なんかのある国、それぞれ国によって制度の内容は違うんでしょうけれども、その二国間でこういう交渉することはできますよね。ただ、日本とイギリスが合う合わないかは知りませんよ。

そういう問題、日本人もそれはたくさんの方が海外に行っているわけでして、それでいろんな犯罪に遭われている方も実際いらっしやるわけなんです。それで、日本にもたくさん外国人の方がいらっしやうて、そういう犯罪に遭われるケースもあると。相互主義というんですから、そういう二国間、三国でもいいですが、話し合いがまとまればお互いにそういう守り合う制度ができるんですよ。

そういうことに関しまして、これは警察、国家公安委員会が直接やるんじゃないでしょうが、外務省がやるのかどうかわかりませんが、そういう問題提起はされますか。

○国務大臣(伊吹文明君) 制度としてつくるためには、やはり特定の外国を外していくというのは、租税条約とかそういうものは二国間のバイラテラルな形の条約としてありますけれども、大体は制度というのは一般条約なんです。ですから、そういうことが、外務省とも相談してみます

けれども、二国間の話し合いとしてできるかどうか、ちよっと検討させていただきます。

○白浜一良君 いや、私はそれは、いわゆるそういう条約の形態でもいいんです。外務省にちよっと働きかけられて、お互いが、もうこれだけ国際的な時代ですからそういう制度をつくらうと、国際的に。バイジャなくてもいいんです、国際条約でもないんですが、そういう働きかけは、実際現場を持っていってらっしゃるのは警察なんです、むしろ外務省なんかには働きかけられたらどうかということ、これを私は言っているわけでございます。

○国務大臣(伊吹文明君) とりあえず今は御意見として承らせてください。

○白浜一良君 それから、これも議論が出ておりましたが、PTSDの問題で、今後ますますこの比重が多分ふえてくる問題だろうと思うんですが、今回、この犯罪被害の給付金支給の対象、四つから十四にふやされましたですね。いわゆるPTSDも十四にそれぞれ分類というのか、この程度だったからこの等級ぐらいだと、そういうふうなものなんでしょうか、これ。

○政府参考人(石川重明君) 今、委員御指摘のように、現行制度でも、死にも等しいということ、重障害ということ、一級から四級までの障害、重障害に対して給付金が支給される。その場合、理論的にはこういう精神的な障害というものも含まれると、こういうことでございしますが、まだその認定事例がないということを上げました。

これが一から十四までふえたということによって、当然その幅が、救済の可能性というのがふえるわけでございしますが、現在、医学的に見てPTSDの程度なり症状として固定したときの時期をどう判断するかといったようなことについて大変難しい問題があるというふうに私も聞いておるわけでございまして、それを具体的に、各級のところにPTSDの症状として個別に記載をするということについてはまだ私も相当研究をする必要があるんじゃないかと、こういうことでござ

います。

したが、いまして、今後は、お認めいただければ運用を通じて、よく医学会等とも情報交換をしなから運用面に対応させていただきたいというふうを考えておるところでございます。

○白浜一良君 運用面がいいんです。私、きょうも参考人のお話、午前中聞きましたけれども、なかなか客観的な判断は難しいとおっしゃいましたが、やっぱり大きなそういう被害であることには違いないわけございまして、当然、せっかく細かく十四に分けられたわけですから、適切な対応をされると、当然運用面でございますが、それはそれで結構だと思います。

それから、今回、重傷病給付金という制度を新たに設けられましたが、このPTSDの方ですね、心的外傷がひどい方なんかは当然これに該当すると考えていいんでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) PTSD等の精神的打撃につきまして、この重傷病給付金の支給の要件を満たす場合には当然支給の対象となるということでございます。

○白浜一良君 だから、支給の要件のところでは、これは専門家の話を聞かないと官房長もよくわからないと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 先ほど田先生の御質問にもお答えしたように、精神的な障害の認定というのは非常に難しいですね。私も、厚生関係の仕事を経験しておりますので、その辺の難しさはよくわかるんですが、だから、一度でこれは機械的にはねるとかどうだとかはやっぱりなかなかできにくい部分があると思います。

したがって、先生がおっしゃったように、専門家の意見も聞かねばならないと思いますし、その方々が直接お話しになるのがなりにくいというふうな場合に、援助団体の人たちに話を聞いてもらって、その人から話を聞けるような手だてがあるのかとか、そういうことを考えた上で今回の区分の中に当てはまるということになれば、当然それは支給対象にしなければならないと思います。

○白浜一良君 ですから、そういう精神心理学というんですか、そういう専門家の意見をよく聞かれて、適切に対応されるようお願いしておきたいと思っています。

それから、これも先ほど出ておりましたが、今回、民間の援助団体を指定団体にしたことはこれは一つの大きな前進だと、これはもうそのとおりなんです。

これは先ほど議論されたように、別に警察がこの予算を持つていくわけじゃないので、そういういろいろ援助すること、補助をすることができないんですが、しかし今十八団体で、これふえないんですよ、なかなか。どうしてふやすかということが大事だと思うんですよ。

実際、きょうも午前中いろいろ御意見を伺いますと、マンパワーはあるというんです。適切な援助をするのとネットワークができると担当されている方がおっしゃっていましたが、これはほっておいたって、指定団体という位置づけされたことはいいいことなんです、それだけではふえていかないので、ここをどうするかということ、もしお知恵がございましたら。

○政府参考人(石川重明君) 私どもとしても、こうした団体の設立あるいは運営についていろいろな形で積極的に支援をしてみたいと、こう考えているわけでございます。

具体的に申し上げますと、これまでにやりましたのは、そうした団体の設立を支援するために関係機関に御協力を警察から要請することがございますし、また被害者を援助するボランティアの方々に對する講習に犯罪被害の実態を警察官を派遣していろいろな形でお伝えをするといったようなことをやってまいりました。また、こういう団体が発足をされる、あるいはされようとしているといったようなことについていろいろな形で広報ができます。そして、被害者の方々にそういう団体についてよく認識をしていただいて、もし何かがあったときにそこへ御相談に行っていたらと。

こういったようなことで、この設立に当たりますして今後とも積極的にその支援をしてみたいというふうにご考えておるところでございます。

○白浜一良君 いろいろ呼びかけたり広報したり、それはもう当然なことだと思えますが、なかまたちだけで、実際はやっぱり努力とお金がかかることではないですか。

これ、私も新聞記事で読んだだけの話なんですけれども、神奈川県は住宅供給公社に神奈川県が貸付金があるんですね。それが供給公社から返済されていきますから、それを全部基金でプールして、かながわボランティア活動推進基金にされて、そういう団体に援助していくというふうな動きがあるらしいんです。これ、官房長、御存じですか。

○政府参考人(石川重明君) 私ども報道で承知をいたしまして、それで神奈川県警察を通じてどういうものかということについて把握をいたしております。

内容でございますが、これはかながわボランティア活動推進基金21ということございまして、公益を目的とする事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進するために、県が持つ債権を活用した総額約百億の基金を設置して、そして公益を目的とする事業というのに対して助成をしていくと。

事業の内容をいたしましては、一件一千万円以下、期間五年以内ということで貸し付けと申しますが、負担を行うと。あるいは、補助といたしまして、ボランティア団体等が行う公益を目的とする事業への補助を行う。これは補助額は一件二百万円以下を計画しておる、期間は三年以内と。そのほか、表彰とかあるいは審査会の設置といったような事業を行うというふう聞いております。これが、いわゆるボランティア団体で犯罪被害者に対する支援活動を行っておられるような団体にも、当然公益目的であってそういう事業を組むという団体がボランティアにあるということと。

あれば対象になるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

○白浜一良君 この問題、大臣おっしゃったように確かに税金を使つてやるものじゃないので、あくまでもボランティアを中心としたそういう民間援助団体、独自の運動を大事にすることが前提でございますが、やっぱり何かきっかけがなければなかなかできないということもございまして。

それで、そういう面では私、今神奈川の例、これは新聞で見たからお聞きしたわけですが、やっぱり自治体がいける工夫されることが大事だと思うんです。それは都道府県なんですよね、こういう団体の性格から見ても。ですから、できれば、私、大臣が国家公安委員長というお立場で、総務省ですか、地方自治を担当されている大臣にもお話しされて、できるだけそういう側面的に、せっかく指定団体にするわけですから、それで地元県警クラスがよく連携とれるような、そういう団体にもなるわけですから、そういう財政的な援助、いろいろな知恵を出して協力願いたい、このようなことを御提案されたいかがかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) ごもっともなことだと思います。

それで、実は警察改革の話がございまして、都道府県の公安委員会以外に警察署単位で協議会をつくるという動きが別途あります。これもなかなかボランティアとか地元の方の熱意だけで私できるものじゃないなと思っておりますので、自治体警察というのにはある意味じゃ戦前への反省から出てきた部分があるんだと思うんですが、同時に、こういうことについて警察庁が予算をとって直接やれないというまだるつこさが逆にあるんですね。ですから、今おっしゃったように、近々全国の都道府県の公安委員会の会議がございまして、そこでも、あるいはまた総務大臣にも、また全国知事会のような場を使つてこのことも、それから警察の協議会のこともちょっとお話をしてみたいと。

思っております。
○白浜一良君 よろしくお願ひ申し上げたいと思
います。

それから、これも新聞で見たんですが、警視庁
で犯罪被害者支援へのガイドブックを作成された
というふうに報道されておりましたが、これは官
房長、いかがなものなのでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) これは、ことしの三
月に東京都の犯罪被害者支援連絡会というところ
の作成という形で犯罪被害者支援ガイドブックと
いうものができ上がっております。これはもちろ
ん警視庁とも関連をしておる団体でございますし
て、この中におきまして犯罪被害者の実態ある
いは被害者の心理、被害者の声、それから東京に
おける犯罪の発生状況、それから被害者の支援の
今までの潮流、流れ、あるいは被害者へどうい
う形で対応が行われるかといったようなことにつ
きましてハンドブックに記載をしてあるわけでござ
います。

それから、この東京都犯罪被害者支援連絡会の
概要、それから各種窓口がこういうところにある
ますよといった窓口の紹介、そのような参考資料
がついておる、そういう性格のものでございまし
て、こういうものが活用されるということは大変
意義のあるものだというふうに承知をいたしてお
ります。

○白浜一良君 この警視庁でつくられたものは、
具体的に東京都ではどこにまいて、どういう形で
使われているんですか。

○政府参考人(石川重明君) 東京都の犯罪被害者
支援連絡会というものに参加団体がいろいろござ
います。こういうところがいりいろな活動をされ
ておるわけでございます。それから、この連絡会
の構成と申しますのが、検察庁を初めいろいろな
関係機関、団体でございます。そういうところに
配る。それから、警察の中でもこれを十分活用さ
せていただくということで警察もいただいている
というふうに承知をいたしております。そういう
法人、団体に配られているというふうに思いま

す。

○白浜一良君 最後に、大臣、今これ東京都の話
を聞きましたが、これは新しい制度になりました
て、やっぱり国民に周知徹底すると。それで、特
に關係されている団体とかに徹底することが大変
大事だと思われたいでございますが、その辺の取り
組みも含めまして、最後に大臣の御決意を伺っ
て、終わりたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 先ほど来先生から幾つ
かの御提案もいただきましたし、円先生のお話の
中にもありましたようなこともございまして、
そういうことも踏まえまして、この制度、法律を
成立させていただいた時点には、ともかくうまく動
くように、そして多くの人がたがそういうものが
あるんだということを御存じになるように、警察
の組織でやつてもらうように私からもお願いをし
たいと思っております。

○白浜一良君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございま
す。

犯罪被害者の給付金の支給法についてお尋ねし
たいと思います。

ずっと質問があったわけですが、今回の改正に
ついては、支給金額の引き上げも出ましたし、重
傷病給付金の創設も出ました。ですけれども、犯
罪被害者の実態に沿った制度としての改善は、一
部されたと思ひます。その点については評価をし
たいと思ひます。それと、やはり今、ずっと
きょうは午前中参考人の先生方からもお話を聞き
ましたけれども、日本の犯罪被害者の対策は欧米
に比べて二十数年おくれであるというところを指
摘されました。そのとおりだと思ひます。です
から、本当に被害者は置き去りにされてきたと言
つても言い過ぎではないと思ひます。早急に打開
する必要がありますので、その立場から質問をさ
せていただきます。

最初に法案の内容についてお伺ひしたいと思ひ
ますが、犯罪被害者対策が進んでいる欧米の例を
挙げてみますと、やはり犯罪被害者に対する援助組

織ですね、非常に重要な役割を担っているとい
うこと。我が国でもボランティアで犯罪被害、き
ょうも参考人でもボランティアで犯罪被害、き
ょうも、少年犯罪、また性の暴力、ドメスティック・
バイオレンスの被害支援などを多くの方がして
くださっています。交通事故などさまざまな被害支
援のための団体も活動しています。だから、犯罪
被害は一種ではないと思ひますけれども、この多様
な支援組織を進展させていくことが今大事だとい
うことをまず最初に申し上げたいと思ひます。

そこで、早期援助団体としてまず全国被害者支
援ネットワークという組織を想定されていると思
うんですけれども、その他の支援組織についても申請
があれば、その要件があると思ひますが、指定をさ
れるのですか。その点についてまず最初にお聞き
したいと思ひます。

○政府参考人(石川重明君) もちろん今の御指摘
のとおり、被害者の方々に対する民間の援助団体
が数多く指定をされて活発に活動されるというこ
とは好ましい、望ましいことであるわけでござい
まして、指定の申請がなされて、それが今法定要
件が満たされているということであれば積極的に
それを指定していく、こういうことだろうと思ひ
ます。そういう意味で、過度に厳格な要件という
ものを今後考えるということはない、しないよう
にしたいというふうに考えております。

○大沢辰美君 先ほど午前中の参考人の意見の
中で、公的援助の問題も指摘されました。情報提
供をきちんとやってほしいという意見もございま
した。

今、厳格な、そんなに厳しい基準というんです
か、それは避けたいという答弁があったわけだ
けれども、そういう支援団体を今希望して申請し
ようとする団体、その人たちの意見をよく聞いて
この基準というのをつくってもらいたいと思ひ
ますが、きょう参考人の方も、ぜひそういう意見
を聞く場をつくってほしいという御要望もありま
したが、その点はいかがですか。

○政府参考人(石川重明君) 今、過度に厳格な要
件を定めるといふことではないと、こう申し上げ
たわけでございますが、同時にこの団体がしっか
りした活動をしていただかなければならない。そ
ういう意味で、被害者に関する情報の提供を受け
て被害者の方々を直接援助する、そしてそういう
業務を適正かつ確実に行い得るというよう内容
を備えた活動をしていただくに足る組織であるか
どうかということについては私どもも意見をよく
聞かせていただきたい、こういうふうに考えてお
るところでございます。

したがって、営利を目的としない法人であ
るといった法定の要件に加えて、必要な体制等
を備えているかどうかということについては私ども
聞かせていただきますし、また御要望等も承りた
い、こういうふうに考えております。

○大沢辰美君 もちろん要件は大事だと思ひま
す。でも、きょう希望を出された弁護士さん、そ
して大学の先生方、本当に真剣にというんです
か、誠実に、まじめにこの活動を負って続けてこ
られた方がこれから申請するための意見を聞いて
いただきたい、そして指定を受けるための基準の
あり方も含めて意見を聞いていただきたいとい
うことです。その辺は本当にぜひ実現をしてい
ただきたいと思ひます。

次に、重傷病給付金の支給要件についてお尋ね
したいと思ひます。

重傷病の要件については、負傷または疾病の療
養の期間が一月以上であること、ほか、政令に
おいて、十四日以上以上の入院期間を必要とする
と、こういうふうになっていきます。だから、給付の
内容も保険診療による自己負担相当額と。これは
性犯罪被害者を全く私は視野に入れてない基準に
なるのではないかと指摘したいと思ひます。

これはこの前の本会議質問の中にもありまし
たけれども、大臣の答弁の中でそういう内容を何
か認めたような御答弁だったように思ひます。な
ぜなら、性犯罪被害者は極めて重大な被害には含
まれないから支給対象にならないということにな
ってしまふと思ひます。

ある性犯罪被害者の十八歳の少女の例なんです。この人は失語症になってしまったわけですね。自殺も図った。だけれども、三日間何も食べずに毛布をかぶって、これは入院じゃなくて自宅のベッドでずっとまっていた。だから、これが入院をしないければ基準にならない、要件にならないということになれば、本当に対象から外れてしまうわけですね。こういうことがあるのに、極めて重大な被害ではないと、こういう状況を言えるのかどうか。

だから、入院日数のみで重大か否かを判断することは、私は性犯罪被害者の実態を無視した内容になっていると思うんですが、まずその点についてお聞きします。

○政府参考人(石川重明君) 性的な被害というのが大変被害者にとって重大なものであるということについては私も異論はないわけですが、ご質問です。そして、そうしたものに對して警察としてできること、または民間援助団体にいたいただくのが適当なこと、あるいは関係行政機関が協力をしているいろいろな対応すること、そういうような手当てが大事だということはもちろん当然のことです。

そのために今回の改正で被害者に対する援助の措置等に関する規定を盛り込んだと、こういうことでございますが、この重傷病給付金というものを制度的に設計をする場合に、やはりこの犯罪被害給付法というものが何らの救済も得られないまま放置しておくとか国の法制度全般に対する国民の信頼が失われるような重大な被害の救済を目的とするものというところでございますから、加療一カ月とかあるいは入院十四日以上といったような一定の、重大な被害として認定するに足るところの指標というものは必要とするのではないかと、そういうことで限定をしているということでございます。

○大沢辰美君 性的犯罪を重大な被害だということとは認識をしていらつしやうと。だけれども、一定の基準を設けないといけないから、十四日以上

入院してなければこの重傷病給付金というのは支給できないという内容だと思っておりますけれども、でもそれだつたらやっぱり矛盾していると思っております。重大な被害であるというこの性的犯罪被害者の皆さんは、入院することができないという状態に追い込まれている犯罪なわけですから、そこをやっぱり、実態を無視するんじゃないかと、実態から出発した基準をつくっていただきたいと思っております。

先ほど質問がございましたが、強姦事件の被害者も今心的な外傷ストレスの障害がひどくて、通学できなくなったり、子供さんの場合は本当に専門家のカウンセリングが必要です。それを受けて自己負担になっているという実態もあります。だから、やはり専門家の支援も受けられない子供たちもいる、この心的外傷障害が長期化するということも多い。これは本当に人間の尊厳を否定する行為でありますから、どれだけ屈辱的で自己否定になるか。

私は、専門家の助けをかりるための財政的な支援、重傷病給付金に入れるのは当然であると思っておりますが、この支給要件の見直し、重大な被害ということを認識して、そして性的被害の人たちは入院できなくて困っているという、本当に苦しいはざまに置かれていくこの犯罪被害者の人たちがどう救済していくかという点での見直しを私はぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(石川重明君) 給付金という形で、先ほど申し上げたとおり、そういう法案をお願いしておるわけですが、この経緯につきましては若干御説明をさせていただきますと、有識者によります検討会から提言を私どもも受けました。そのときに、犯罪被害給付制度の支給対象とすべき重傷病というものは一体どういうものかと。それは全治一カ月以上の傷病であることに加えて、例えば検査入院といったような短期の入院で終わるといったようなものは含まずに、外傷の場合に相当程度の手術が必要となるような被害を対象に

すべきではないか、そういう考え方からおおむね二週間程度の入院を要件とすべきである、こういう御意見をいただいたわけでありまして。

また、医療関係の方々からお話を伺いますと、加療一カ月以上の傷病の中にもさまざまな状態のものがあるわけがございまして、脊髄損傷あるいは開放骨折といった極めて重大な傷病については通常十四日以上病院に入院するものというふうに見込まれるということでございまして、そうした重大な傷病に限定するためには入院十四日以上を要件を加えるということが適当であるというふうな考えでございまして、この制度設計になった、こういうこととでございます。

この性犯罪の被害者の方が大変精神的に悩まれている、苦しんでおられるということは、先ほど申し上げたとおり私どもも十分承知をしておるわけがございまして、そしてこの場合、十四日以上入院、一カ月以上の加療ということであれば当然この重傷病給付金が支給されるわけでありまして。あるいはそうでない方々につきましては、別の方法によつていろいろな手当てをすることによつて対応していくのが適切ではないか、こういうことに今考えているところでございます。

○大沢辰美君 大臣、いかがでしょうか。一般的には、私、重傷病という数字、位置づけ、十四日以上入院、一カ月以上の治療というのは当てはまるかもしれないけれども、心的外傷ストレス障害というのはそこには当てはまらない重大な被害だという認識をぜひ持つていただいて、これからの政令の見直しでいけるわけですから検討課題の大きな一つにしたいだきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 参考人がお答えをしたことで尽きていると思いますが、先ほど来申し上げているように、性的被害に起因するかどうかという点も含めて精神的な疾病、障害の認定というのは非常に難しい問題です。そのときによつても違いますし、聞く相手によつても違いますし、大変状況が違います。したがって、この要件に当

たる方々についてはきちつとこの法律で措置させていただきますし、そうじゃないものについてはやはりこの基準でやらせていただくということだと思います。

○大沢辰美君 一つ提案をしたいと思っておりますけれども、確かに精神的な基準というのは決めるに、これは等級の問題では言えると思っております。だけれども、この十四日の入院というのは性的な被害の方たちの場合は、何かやはり自宅で動けなくなつたとかそういう非常に深刻な状態が把握できた場合は適用できるというふうな、一定の枠を決めるような方向づけも考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 今御審議をいただいている法案の枠組みについて今ここで変えるとかあるいは検討するということは申し上げられないわけがございまして、この性犯罪被害者の受けておられるいろいろな心の痛みといったようなものを十分に考えながら今後の被害者対策の充実に努めてまいりたいというふうな思っております。

○大沢辰美君 ぜひ、性的犯罪被害者は体だけじゃなくて心も殺されてしまっているという実態をきちつと受けとめて今後の大きな課題にしたいだきたいということを強く要請を重ねておきたいと思っております。

次に、先ほどからも質問がございましたけれども、親族間の犯罪に対する支給制限についてですが、私も同じ思いで質問をしたと思っております。特に法案の内容からお聞きしたいと思っております。

法第六条には、「給付金を支給しないことができる場合」として、「被害者と加害者との間に親族関係があるとき」との規定があります。現行法では、生命、身体に対する犯罪被害を受けた者であつても、被害者が加害者や加害行為について一定の関係を有する場合、広く支給が制限されています。この規定によつて、ドメスティック・バイオレンスの被害者は、たとえ命を奪われても後遺障害を負つても犯行法の対象にならないわけですね。

ですから、今回の法改正に当たり設置された犯罪被害者支援に関する検討会の報告では、親族間犯罪の支給制限の見直しについては今後慎重に検討していく必要を認めつつ、中長期的な検討をすべき課題として今回改正には至らなかったとその理由を述べていますが、それはどういうことだったんでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) 現行制度におきましては、不慮の犯罪被害を対象としておるわけでございまして、家族には相互扶助の義務があるということ、それから親族間の犯罪について給付金を支給するということにつきましては、結果として加害者を利するおそれもあるというようにことから、親族間の犯罪につきましては原則として給付金を支給しないという旨の規定を置いていたということでございます。これは、この制度が連帯共助の精神に基づいて一般財源から賄われるというものである以上、現時点においても存置されるべきものと考えられる、こういう検討会からの御提言でございます。ただ、一方では、深刻化する、今お話ししたドメスティック・バイオレンス等の現状、あるいはこれに対する世論の動向を踏まえつつ、支給制限のあり方については今後慎重に検討していく必要も認められる、こういうことでございます。

これは原則不支給と、こういうことでございますが、極めて例外的な場合には三分の一支給ということがあるということは先ほどの御議論のとおりでございます。

○大沢辰美君 これは検討会で中長期的な検討をすべき課題として提案されております。このDVの法案が昨日参議院を通過したわけですが、恐らくあすには衆議院で検討がされると思うんですが、それでも、そういう時期と並行した審議になってきたわけですから、この問題については今答弁がありましたように、本当に相乗作用を起こしながらそういう被害者を救済する方向づけを見出せるのではないかと大臣の答弁があったと思うんですが、私はそういう方向づけこそ求められ

ていると思います。

中長期的な検討課題という方向づけなんですけれども、どういった見通しでこの方向づけを今検討しなければならぬと思っておりますか。

○政府参考人(石川重明君) やはり夫婦の間あるいは親子の間でどういような家庭内での暴力というものがあろうか、そういう実態、現状というものもしっかり把握する必要があります。それについて、さらに今、国会でも御議論がございまして、世論がどういふふうにか、この問題について対応しようとしておるのか、そういうコセンサスのようなものをきちっと図る必要があらうかと思っております。そして、その上に立つてこの支給制限のあり方について検討をしていく、こういう順番になるんじゃないかと、こういうふうにして思っております。

○大沢辰美君 継続的に検討を始めていくというように理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(石川重明君) まず、この法律案を今御審議いただいているところでございますから、この法律案を運用する過程においてもいろいろな、この法律案の中でも対応できることがあるわけでございます。例えば、民間援助団体がいろいろな形でこの問題について支援をしていくということもございましょうし、そういうこともあるわけでございます。ただ、支給制限のあり方というものについては、そういう運用の中において、そして先ほど申しましたような順番で検討していくことではないか、こういうふうにかえていくところでございます。

○大沢辰美君 もちろん運用で行っていただくことは当然のことだと思いますけれども、ぜひ継続的に、今検討会の提案が出ているわけですから、こういう審議もされている中で、問題点も明らかになっている中で、私は継続的にこの検討をしていただきたいということを強く申し上げたいと思います。

実態に沿ってという今御答弁だったわけですが、けれども、DVの被害の実態はもう本当に、先ほど

も申し上げられましたし、繰り返しはやめたいと思うんですが、ちょっと実態の数字を述べたいと思うんです。

昨年の二月、総理府が行っておりますが、男女間における暴力に関する調査では、夫婦間の暴力で命の危険を感じるほどの暴力を受けた女性は四・六％、医師の治療が必要となる暴力を受けた女性は四・〇％、警視庁の経験があると回答した女性は四・〇％。警視庁の犯罪統計書では、九八年の年間の配偶者間の殺人では百二十九人の女性が犠牲になっているという実態が出ていますね。

その実態の、たくさんありますけれども、深刻な状態になっている一例を述べたいと思うんですが、本当にひどい暴力を継続的に受けた場合、手とかそれから脊髄とか耳を殴られて、鼓膜が破れたとか、二十センチぐらいの角ばったタイルで殴られたとか、それで目が見えなくなったとか、動けなくなったとか、本当にそういう数々の実態が明らかになっています。これは単なる調査でなくて、暴力の質、内容がどういふ影響を及ぼしたかという調査がされています。

私は、このような状況の中から、夫の暴力から女性が命がけで食事を捨てて逃げ出して、また身を隠さなければならぬ。心身ともに傷ついて、そこからDV被害者は生活再建を図らなければならぬ。被害者は、離婚手続にこぎついても、相手との時間のかかる接見を避けるために、慰謝料なんかは、金銭的要求はあきらめる場合が多いんです。被害者のこのような状況に配慮する手続もないし、これでも家族は支え合うべきだという最初のちよつと答弁がありましたけれども、私は、加害者に利するから支給をしないという硬直的な支給制限をやられるんじゃないかと、本当に今の実態から、今も、検討をするけれどもやっぱり運用面でそれをやってからというようなことをおっしゃっていただきましたけれども、やはりこの内容に沿った形で、私は実態に即して検討していただきたいと思いますが、大臣、答弁いただけますか。

○政府参考人(石川重明君) 今申し上げたことに尽きるわけでございますけれども、今法律を御審議いただいている立場で、この法律が運用になった段階で、その運用を通じてまず適切に対応していくということが一つございます。

それから、この提言を受けておる事柄については、先ほど申しましたような手順でいろいろな検討をしてみたいと、こういうふうにかえていくところでございます。

○大沢辰美君 では、大臣にお聞きしたいと思うんですが、日本政府も賛成した国連宣言、国連被害者人権宣言、ここには加害者と被害者の間の親族関係の有無に関係なく被害者とみなすことができると、こういうふうなうたわれているわけですね。これは御存じだと思っております。ですから、諸外国の例を、制度を見ましても、親族関係を制限理由としている国はもう西欧ではむしろ少数になつてきて、緩和される方向になっているわけですね。アメリカは親族関係でも原則支給をいたしますから、九六年の支給人員しかわからないんですが、七・三％、八千六百六十六人が家庭内暴力の被害者でしたけれども支給がされていると。

今回、法改正は見送られましたけれども、私は当面の措置として、やはり最低夫婦間の場合には、社会通念上実態的な破綻した状態があれば、一律に支給制限するこの施行規則にうたわれている内容については直すべきじゃないかと思っております。大臣にお尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(伊吹文明君) それは先生のお考えとして、私は決してそのことを非難するつもりはありません。しかし、私たちが考えている日本の国のあり方としては、そのお考えには私は賛成ではございません。家族というものはやはり基本的には一体となつて社会の構成の一つのユニットとして助け合つてやっていくというのが原則であつて、その原則を崩すようなことはあつてはならない。

国連のこの宣言というのは、これはもう先ほど円先生にお答えしたように、言うまでもなくこれ

は条約として各国が参加をしているものではなくて、一つの宣言なんですね。ですから、当然国連の加盟国としてはこの宣言は尊重をする。そして尊重をしていく中で、今先生がおっしゃったのは、ア・パーソン・メイ・ビー・コンシダー・ザ・ビクティムと書いてあるという意味は、先ほど申し上げたようにシャル・ビー・コンシダー・ザ・ビクティムと書いてあるのであればそうしなければならぬことになるんですよ。しかしメイ・ビーですから、これは被害者にとらえることもできるという意味なんですね。ですから、そういうことを尊重しながら、その国の置かれている慣習、歴史、社会の成り立ち、その中でバランスをとりながら国連の宣言に最大限沿った方向をやっていくと、これが政府というものに課された私は義務だと思っています。

○大沢辰美君 それは、だれだって家族は支え合って生きていきたいという形で生きていくわけですよ。だけれども、今の状況の中で、夫からまた恋人から、女性の多くの人たちが暴力で心身ともに傷ついて、命がけで脱出している被害女性の人たちは今悲痛な声を上げていくわけですね。そこで法律をつくらうということ、きのう参議院を通過したわけですが、あなた方はこういうう夫に支えてもらえと言われるんですか。

本日に今の状態でそれが言えないから悲痛な声を上げて法に結びつけていった運動の経過があるわけですね。ですから私は、一概にそういう形で決めたっていくんじゃなくて、やっぱり一歩でも被害者の人たちのその回復のための経済支援の道を開くべきだ。その対策の一つとして、今回の法律で当面の措置としてでも夫婦間の場合、私、この施行規則を見直せばいいわけですから、そのことをやっていただきたいということを今指摘したわけですね。

ですから、本日ももう助け合うべきだということとでけつてしまうような、私は、それはそうありたいけれどもそうでない実態から出発をしていただきたいと思うんですよ。もう一度。

○国務大臣(伊吹文明君) 少なくとも、こうあるべきだという社会の実態を崩していく、法律や制度によって崩していくような方向があつては私にはならないと思っております。

日本社会の大きな流れの中で、それがいいか悪いかはともかく、現実として、そういう現実を受けて、参議院の皆さん方を中心に参議院先議で家庭内暴力の法案が本院を通過して衆議院に付託をされたわけですから、衆議院の審議の中でそのことが衆議院において認められ、そしてその法律が施行をされ、そしてその法律が動いていけば、家庭内暴力というものを一種の犯罪としてとらえるという社会的な風潮がで上がる、で上がる段階でこの法律への適用をどうするかということ、それは考えなければならぬというのは先ほど民主党からの御質問に私はお答えしたとおりです。

○大沢辰美君 その部分は一致しないわけですが、でも、やっぱり検討会でも中長期的に検討するということ、それが結論づけなければいけないわけですから、その方向を正していただきたいと思うんです。

この件についてはもう既に、警察大学が編集しています「警察学論集」というのがありますが、これを見せていただいて、十年前、犯給法の十周年シンポジウムが開かれています。その中でも、十年前にもう既に、加害者にお金が行かないという状況であつてもこれは一律に支給しないという、被害者に対してどう考えても余りにも理不尽だという指摘もされています。こういう点からして本日に世論として今この親族間の問題についてはやっぱり解決していかなければならないところに来ていっていると思うんです。そのことを強く申し上げて、最後にもう一点質問させていただきます。

今回の改正で給付金額の引き上げは行われるが、やはりこれでは経済的な救済は立ちおくれいているということをもう午前中の参考人の皆さんが口をそろえておっしゃっていました。

やはりこれも事件で、先ほどありましたけれども、松本サリン事件でも河野さんは家族四人が病院に運ばれて初めの二週間、医療費は三百万円かかった。妻は今も意識が戻らない。犯罪被害者給付金は四百万円もあつたけれどもじゅうつと、じゅうつとという表現、蒸発するように消えてしまった。結局、被害者はお気の毒で終わります。今後の治療費が一体幾らかかるのか。河野さんは、私にとつて被害者の人権を守ること、これは生活が守られ、生存権が、命が守られるということなんだと、それほど切迫した問題だということをおっしゃっています。

ですから、最低医療費と生活の保障、さまざまな費用がかかるわけですが、それが求められているのは、この一例ですけれども、すべての人が犯罪被害者になる可能性のある現代社会において、たまたま被害者となった一部の人が泣き寝入りをするようなことをするんじゃないかと、市民生活における安全の根幹にかかわる問題として私はこの給付金の問題、今回引き上げられましたけれども、やはり一層見直す必要があると思ひますが、その点についていかがですか。

○政府参考人(石川重明君) 給付水準の問題についてのお尋ねだろうと思ひますが、繰り返して答弁をさせていただきます。給付制度のものが一つございまして、被害者が受けた損害のすべてを賠償するとかあるいは補償をするとか、そういうような位置づけではございまして、社会連帯共助の精神に基づいて、どこからも救済をされない方、被害者に対してお見舞いをする、そういう一時金である、そういう性格の法律上の位置づけであるわけでございます。

今回の制度の拡充によりまして、今御指摘のように重傷病給付金を創設する、あるいは障害給付金の支給範囲を拡大する、賃金水準等に基づいた給付金額の引き上げを行うことをやっており、このようにございまして、今その法律をお願いしているところでございまして、私どもいたしまして

では今時点においては被害者救済のために私どもでできる限りの努力をしていると、こういうことでございまして。そういう意味で国民の御期待というものにも沿うものではないか、こういうふうにごえいるところでございます。

今後の経済社会情勢の変化というのは、またそのときに十分に反映をするようなことになるのではないかと、こういうふうにお思ひしております。

○大沢辰美君 最後に一言。

引き上げはされたけれども、今の実態を、一例を述べましたけれども、実態に合わないということをお示しさせていただいたわけですね。

だから、被害者に対して、本日に速やかな被害からの回復というのを被害者に対する私は権利として認めていくような制度にしていきたい。生活の保障、医療の保障、そして、それからかかるさまざまな問題についてもそういう観点からとらえ直していただいて、被害者の立ち直りを今言われたように経済的側面から支援する制度として再構築していただきたい、そのことを強く申し上げたいと思ひますが、一言最後に大臣にお聞きして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 先ほど来いろいろな御質問に私はお答えをしておりますが、今先生がおっしゃった権利という観点からこれをとらえるということは、私たちの社会の成り立ちのルールからは相入れないものだと思ひます。

基本的にはこれは、犯罪を犯した者は刑によつて罰せられ、民事においてもカバードできないところを国民の税金で共生という理念のもとで補てんをしていくということでございます。もちろん多ければ多い方がいいわけですが、そういう社会のルールと、それからその財源を賄っていく納税者のおっしゃるようなことも可能かと思ひますが、現時点では私はそのような状態にあるとは思ひません。

○大沢辰美君 一言だけ。

今、私は権利というのは、被害者の皆さんは本
当に突然にそういう状況に追い込まれるわけだ
から、やはり憲法に保障された、十三条、二十五
条から立っても、その人たちの被害者の皆さんの
生活、そして健康、心、それらのすべての回復を
行うことが私は私たちの仕事であり、皆さんの仕
事であり、この法律であると思います。その法律
を充実するための支援を一層再構築していただき
たいということを強く申し上げて、質問を終わら
します。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳
です。

私は、この犯罪被害者等給付金支給法の一部を
改正する法律案の質問に先立って、きょうは大臣
と、それから警察庁の皆さん、沖縄県警の皆さん
に御礼というか、御苦労さんを申し上げたいと思
います。

それは、私は、予算委員会と、それから予算の
委嘱審査、それから大臣の所信表明に対する質疑
の中で、沖縄で発生をした米軍人の家族少年によ
る窃盗事件、器物損壊、放火事件の主犯がアメリ
カへ帰ってしまつて、県警がせっかく令状を確保
して令状を執行しようとしたら主犯がいなくなつ
ておつた、このことをしつこくただして警察の適
切な対応をお願いしてまいりましたが、過日、沖
縄県警の熱心な捜査、そして関係者の説得で嘉手
納基地に戻ってきたところを身柄を確保したとい
うことが報道されまして、県民がほつとしており
ます。

それは、実は全くこの法律とも関係ないわけ
じゃなくて、先ほどから大臣がお話しをしており
ますように、犯罪が惹起をされて、そして我が国
が主権国家として警察権を行使する、しかしそれ
が妨げられるというんでしようか、適切な警察権
の執行が妨げられるということになりますと、こ
れは犯罪被害者の支援以前の問題なわけですね。

実は、今度の少年による放火事件でも、いまだ
に被害者の方々は生活再建ができなくて途方に暮
れているわけです。こういう実態もありましたの

で、再三再四、とにかく逃げ得は許さないとい
うことで警察庁は頑張つてほしいということをお願
いもし、大臣にも要請を申し上げましたが、今お
話しいたしましたように身柄が確保された、こ
ういうことでありますから、これまでの捜査に御
苦労さんと、心から県民にかわつて御礼を申し上
げたいというふうに思つております。

さて、県警の話が出たついでに、これは質問通
告しておりませんが、レクの皆さんにはお話しし
たんですが、実は昨日の地元紙に県警が臨床心理
士らに委嘱状を交付したという記事が出ておりま
して、これによりまして、沖縄県警は二日、四月
二日のことですが、被害者への適切な精神ケアを
進めるため、カウンセリングアドバイザーとして
田中琉球大学助教授と臨床心理士の崎原さんに県
警本部で委嘱状を交付したと、こういうニュース
であります。沖縄県警では、カウンセリングの専
門家を採用してないために警察職員が事件の被害
者の精神的な支援をしている、被害者対策の担
当職員が専門家の助言を受けると、こういう
ニュースでございまして、私も大変本案の審議
とも関連して喜んだところであります。

喜びと同時に、臨床心理士などカウンセリング
の専門家をこれまで警察職員として採用されてお
らなかったということはこれまたある面で驚きで
ございますけれども、官房長、もしおわかりでござ
いましたら、全国的に、警察職員としてカウンセ
セラというんでしようか臨床心理士というんで
しょうか、そういう者を採用しているような都
道府県警察の実態、おわかりでしたらお教えいた
だきたいと思ひます。そして同時に、正規の警察
職員じゃないけれども、沖縄県警のように委嘱を
しているというふうなケース等、今の段階でおわ
かりでしたらお教えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(石川重明君) 警察における被害者
カウンセリング体制の整備状況についてのお尋ね
でございますけれども、部内において被害者相談
専門員といったような形で、臨床心理士の資格を
持つておられる方、これは四十二人全国で採用を

いたしております。その他のカウンセラー、これ
は心理学を修められた方とかそういうことでござ
いますけれども、そういう方が八十二人でござい
まして、合計百二十四人、そういう体制をとつて
いると。

それから、部外者への委嘱の状況でございます
が、これは精神科医の方とかあるいは今申し上げ
ました部外の臨床心理士の方、こういう方々に相
当数の委嘱を行っている、各都道府県警察におい
て委嘱を行つておると、こういう状態にございま
す。

○照屋寛徳君 私は、精神科医あるいはまた臨床
心理士等をアドバイザーとして委嘱するというの
はこれはとてもいいことですし、同時に警察職員
としてそのような専門家をふやしていくというこ
とをぜひ今後政策的に強力に推進をしていただき
たいと思ひます。

私は、警察にも必要でしようけれども、個人的
には学校現場なんかにいって臨床心理士を各学
校に配置をした方がいんじゃないかと。栄養士
も必要かもしれないけれども、同時に食生活の
面だけじゃなくて精神的に、子供たちが教師や
親に発信しているシグナルを臨床心理士などの専
門的な立場で早目に探知をして子供の教育に資す
るということとはとても大事なことで思ひますの
で、そのことを含めて、通告はしておりますん
が、カウンセリングアドバイザーなどの採用の件
について、大臣の御決意をお聞かせいただければ
ありがたいと思つております。

○国務大臣(伊吹文明君) ただいま参考人が申し
上げましたような実績でございましてけれども、こ
の法律において警察がいろいろな面で、被害者の
金銭的な給付はこの法律でお許しをいただいて
行つていますが、それ以外の部分についての援助
その他の規定を今回の法律にも盛り込んでおりま
すので、そういうところの人たちとも連携がとれ
るために、そういう方々を、すぐに定員化する
というのはなかなか難しいと思ひますけれども
も、いろいろな形で活用できるように努力をさせて

いただきたいと思います。

それから、沖縄の米軍の子弟について、一番最
初に警察の努力をねぎらつていただいて本当にあ
りがとうございました。実は、先生から御叱咤、
御質問があります前、警察当局としては米国の
司法当局といろいろなやりとりをしておりまし
た。ただ、私も個別の捜査に立ち入れる立場では
ございせんのですけれども、何分その捜査の途
中段階でございまして、また逃亡その他になる
と困りますので、申し上げられずに大変失礼をい
たしましたが、どうぞ御了解いただきたいと思ひ
ます。

○照屋寛徳君 ぜひ大臣からも県警の皆さんに労
をねぎらつていただきたいと思ひます。

それで、このいわゆる犯給法ですが、故意犯に
限定をして適用されるというのが現行の法制度で
ございまして。若干、質問通告の順序とは違いま
すけれども、先に質問された委員の先生方と論点が
重なる部分は省略したいと思ひますので。

一つお伺いをしたいのは、故意犯に限定をされ
るけれども、犯罪主体、要するに加害の側の特に
限定はないわけですね。私は、米軍人軍属あるい
はその家族らによる犯罪被害についての本法の適
用の問題をお聞きしたいのでありますが、沖縄で
は県民が百三十二万人、それにプラスをして軍人
軍属並びにその家族が約五万人ぐらゐるわけ
です。そういう中で、ことしに入つてもそうすけ
れども、米軍人軍属による犯罪が多発している
という状況にございまして、まず、この犯給法、い
わゆる犯給法は米軍人軍属による犯罪被害者にも
適用されると、こういう理解でよろしいよう
か。

○政府参考人(石川重明君) 今、委員御指摘の犯
罪被害給付制度でございましてけれども、これは日
本国内におきます故意の犯罪行為により死亡した
遺族または、現行法でございまして、重障害を受
けた本人に対して給付金を支給する制度でござい
まして、加害者が米軍人等の外国人でございま
しても、こうした要件を満たすという場合には犯罪

被害者等給付金は支給をされるわけでござい
ます。

現実に、これまでに米軍人による犯罪の被害者
に対して犯罪被害給付制度が適用された事案は一
件あったというふうに承知をいたしております。

○照屋寛徳君 一件だけというのは意外に少ない
なという思いが率直にあるんですが、沖縄だけ
じゃなくて、本土の他の都道府県にも米軍が駐
留をしているわけで、恐らく、私は米軍人軍属あ
るいはその家族らによる犯罪被害についてこの犯
給法が適用されるんだという啓蒙というんでしょ
うか、なかなか知らないところがあるんじゃない
かと思うんです。だから、そういう点ではぜひ
もって啓蒙していただきたいということ、この
一件というのはどのケースなんですか。

○政府参考人(石川重明君) これは平成五年に沖
縄県公安委員会が裁定をした事例でございまし
て、平成三年六月に沖縄市内の公園の展望台で
沖縄市内に居住する三十四歳の男性が公園に立
寄ったわけでございますけれども、その際、仲間
数人と飲酒したり音楽を聞いていた米軍人、当時
二十だったようでございますが、ナイフで首な
どを突き刺されるなどして、失血によって亡く
なった、こういうものでございます。

この被害者の第一順位の遺族の子供さん二名に
対して遺族給付金が支給をされていると、こうい
うことでございます。

○照屋寛徳君 米軍人軍属による犯罪被害とい
うのは、私も沖縄に住んでいる者からすると、復
帰前後を挟んで被害者に対する給付金の支給とい
うか、そういう面での被害者支援というのは皆無
でございました。それどころか、警察権、裁判権
が及ばないというふうなことを二十七年間私も
は経験をしてきたわけであります。

午前中、参考人に出てこられました山上参考
人、犯罪精神医学の御専門の方で、御意見をいた
だいたのでありますが、そのときにも申し上げま
した。一九九五年の小学六年生の少女に対する海
兵隊員四名による暴行事件、そしてことしに入っ

てから多発をしております女子中学生に対する米
兵による強制わいせつ、それから自衛隊の幹部に
よる暴行事件、何とも痛ましいというか、これは
被害者本人や被害者の家族の受けた衝撃というの
は私ははかり知れないものがあるだろうというふ
うに思っています。もちろん、私も大変ショッ
クを受けておるわけですが、そういう米軍
人軍属、その家族による犯罪の中でも、とりわけ
性暴力や性犯罪というのはなかなか被害者が声
上げられないところがあるわけですね、実
態として。私も沖縄に住んでおいて、終戦直後、
復帰するまでの間、とてもひどい状況だったとい
うことを身近におる方々からたくさんその事例を
聞かされて育ってまいりました。

そうすると、何というんですか、犯罪主体
が米軍人軍属とその家族によるということも被害
者の側からすれば特異な事案ですね。同時に、捜
査をする警察の側もさまざまな難しい問題を抱え
るんでしょけれども、要は性暴力や性犯罪の被害
者の受ける精神的な深刻な打撃について、金銭的
な経済的な支援にとどまらず、私はやっぱり捜査
の段階から警察としても可能な精神的ケアを視野
に入れた取り扱いというのがとても大事ではない
かなと、こういうふうにも思っております。いつ
も米軍人軍属の犯罪が発生すると、身柄の引き
渡しの問題とかそういうことで大きな議論が起こ
るんですけども、一体私たちはただ被害者
の身になって、被害者の受けた精神的被害に対
して手を差し伸べることができたかということ
いつも心を痛めるわけです。

それで、どうなんでしょうか、一般論で結構で
ございますけれども、そういう性犯罪、性暴力に
おける特に犯罪被害者の精神的なケアの問題と、
一方では捜査に当たるとい立場が警察にはあ
る、捜査を尽くすという立場にある。もう一方は、
やっぱり警察としての犯罪被害者あての支援とい
う立場でどのような立場をとっておられるのか、
お考えを持ってこれからやっていこうとしている
のか、そこあたりをお聞かせいただきたいと思

います。

○政府参考人(石川重明君) 犯罪被害給付制度と
は別に、私も大きく犯罪被害者に対する支援と
申しますか、犯罪被害者対策というものを講じて
おるわけでございますが、その中の一つの分野と
して、いわゆる性犯罪の問題がござい

これにつきましては、やはりそれぞれの被害態
様に応じたケアというものが必要でございまし
て、性犯罪の場合にはなかなか警察に届けにくい
と。そういうことで、先ほど来申しましたような
いろいろな施設面での手当てを行うといったよう
なことを行っておるわけでございますが、そのほ
か、被害者支援要員、これは警察官、女性警察官
でございまして、それが犯罪発生直後に被害者
のところに付き添って、そしていろいろな相談に
応じるというような活動、それから先ほど来、委
員から御指摘ございましたような部内のカウンセ
ラーによるカウンセリング、それから部外の精神
科医の方あるいは臨床心理士による専門的なカウ
ンセリング、こういうものがあるわけでございま
すし、また、今、改正法でもお願いをしておいま
すけれども、民間援助団体がいろいろな活動をさ
れておるわけでございまして、そこにおきまして
もボランティアの方が性犯罪被害者に付き添われ
る、いろいろな相談を受けられる、あるいはカウ
ンセリングについていろいろな支援をされる、こ
ういうことがございます。

また、医療機関とかそういうところとの連携も
必要でございまして、こういう関係医療機関が最
初の段階、あるいはその後の精神的な被害からの
立ち直りに十分な機能を果たすという意味で、警
察がそれらと連携をしておいていくといったよ
うなことを主として行っておる、こういう状況で
ございます。

○照屋寛徳君 では、次に、大臣に一点お伺いを
いたします。

私、円委員と大臣の質疑のやりとりを大変興味
深く聞かせていただきました。確かに、犯罪被害
者に対して国家がどういう支援を、どの程度の支

援を制度的な仕組みとしてやるかということ、
これはいわば詰めていきますと国家論みたいなこ
とになるんだらうというふうに私は思うんです。
犯給法はいわば、重大な犯罪被害者に対して社
会全体の連帯共助の精神に基づいて給付金を支給
する、こういう精神だらうというふうに思います
し、一方で、日弁連もそうですが、もう少し犯罪
被害者の権利性を高めようという意見もあること
は大臣も承知しておられることだろうと思ってい
すね。

それで、きょう午前中來られた山上参考人が書
いた論文の中で、病に襲われた病人への医療サ
ビスは国と社会の当然の責務として行われてい
る、そうであれば、犯罪者に襲われ傷ついて助け
を求めている被害者への支援も社会の当然の責務
であるはずだと、こういう意見が論文に書いてあ
る。また、同じくきょう参考人から来た白井孝
一弁護士が論文の中で、犯罪被害者が本当に求め
ているのは、人間らしく生きる権利の回復とい
うことにあると思う、もっと端的に言えば、自分
たちの人生を返せ、自分たちの生活を返せとい
うことではないかと思うと、こういうことを言ってい
るわけですね。

大臣が円委員に答えておりました、要するに第
一義的には加害者というか被害を与えたその者が
刑事上の責任も民事上の責任も負うべきだとい
うこと、それは当然でしょうね、近代法治国家にお
ける、何というんですか、不法行為の理論か
らすれば。しかし、犯給法がつくられ、そして今
回、支給対象範囲が拡大をされる、支給額が増額
をされるという背景の中には、一方では国家が、
そもそも国家が果たすべき犯罪を防止し治安を確
保するという、国家としての責務というんでしょ
うか、そのことと、同時に社会政策的に、国家の
社会政策として、犯罪被害者に対して給付金だけ
じゃなくて、もっともっと多様な支援等を含め
てどうするかという問題があるだろうと思ってい
ます。

私は、円委員がおっしゃってございましたよう

に、私どもも民主党がつくりました犯罪被害者基本法に社民党も共鳴をして、共同提案者に名前をたしかねていただろうと思ふんです。大臣がおっしゃりたいこともわかりますけれども、今後これから、法律の精神というのは、今言う国家の責務として、一方で被害者の権利性、権利としての犯給法というのが私は目指すべきものではないかなと、こういうふうにも思っております。そこら辺についての御意見をもう一度お聞かせください。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生は法律家であらうし、私も、円委員と私のお話を法律的に非常に整理して聞いていただいていたと、今の御質問で私よくわかります。

私は、御党や民主党さんが出しになりました基本法というのは、民主党さんや社民党さんが出した法律だという意味で非常に私は評価しております。しかし、それはつまり、まさに先生がおっしゃったことだと思ふんですね。個人の権利というものをどこまで認めていくのか、そして同時に、国の秩序というものと個人の権利のバランスというものはどういう形でかかわり合っているのか、守られていくのかと。

私たちは、やはりちよとアメリカでの民主党と共和党がよくそういうところで理念的な違いをはっきり出す法律を出して、そしてお互いにそれについて国民の審判を仰ぐと。だから、そういう意味では私は、今回、民主党のお出しになった、社民党さんのお出しになった基本法と我々の出している法律との違いというのが国民の前にはっきりあらわれて、そしてお互いにその理念について評価をしようというのが本来、政党的あり方だと思ふます。ところが、その理念がぐるぐるお互いの党とも揺れるということがあつてはならないので、私はこれは非常に結構なことだということをおし上げたわけですね。

したがって、私たちは、基本的にはお互いの国民が義務を果たすことによって権利を主張できる社会秩序をつくり上げていくんだというふうに考えております。

えております。だから、権利というものがまず先に来るわけではない。そういう国家でありたいと思ふますから、被害者が常に被害を受けたことについての権利という形でこの法律をつくり上げていくと、刑事的な責任は国家は訴追できまされども、民事的な責任については被害者は野放しになる危険があるわけですね。

ですから、私、きょう午前中の参考人の発言ポイントもいろいろ読ませていただきましたが、白井先生が、被害者に対する損害賠償請求への支援をもっと積極的にやるべきだと。つまり、被害者が被害者に対して損害賠償責任を追及しようとしても現実には非常に難しいいろいろな制約がある。それに対して国がどういうふうに加害者への責任を追及していくかということの援助をしていくべきだとか、そういうやり方は私たちの理念にむしろ非常に近いんだと思ふんです。

ですから、先生の御主張を私は間違っているとは言いません。先生の御主張は立派です。しかし、我々には我々の主張がある、理念がある、物を判断する哲学がある、その違いだということだと思ふます。

○照屋寛徳君 まさに、国家論というか社会政策の問題等を含めて、これはやっぱり政権が変わらぬとだめかなというふうにも思ふますが、大臣の考えは考えとして承っておきたいと思ふます。

それで、具体的な問題ですが、仮給付金制度、このことについて伺いたいします。

現行法の第十二条でしようか、いわゆる犯給法による仮給付金制度というのがありますけれども、いろいろな統計資料を見させていただきますと、この仮給付金制度というのはうまく機能しているのかなというのを率直に思ふます。わけでありますが、そのことについては警察の方としてはどういうふうな考えでおられるのか、改善の必要があるのかないのか、現在どういうふうな機能しているのか、そこらあたりをお教えください。

○政府参考人(石川重明君) 仮給付金の支給実績を申し上げますと、平均いたしまして年間被害者数で十四件程度の支給がなされているわけでございます。資料にゼロという数字がずっとつながつておると、このことにつきましては、これは本支給になったときに本支給の方に繰り入れられてしまふものですが、その数字が残り、仮給付金のところ、というところでございますが、今申し上げましたように、年間被害者数で十四件程度と、こういうことでございます。

この制度は、犯罪行為の加害者が不明である場合、あるいは障害の程度が明らかでないといった当該犯罪被害に係る事実関係に関して、給付金の裁定のためにいろいろな諸条件が整わないというところで相当時間がかかることがあり得ると。そうした事案についても給付金の支給が見込まれるわけでありまして、迅速な救済を図るために仮給付金という形で支給をしようと、こういうものでございます。

これまでもこの制度の活用によりまして迅速な被害者の救済というものが行われてきたわけでございますが、いずれにいたしましても、この給付金が裁定になるならば、なるべく早く裁定という結果になって被害者のお手元に給付金が支給をされるというところが望ましいわけでありまして、そういう意味で、この仮給付金制度の適切な運用というものは今後とも大切なものだろうというふうにも思っております。

この存在というものを広く国民の方々に周知をする広報活動などについてはまだまだ私どもとしてなすべき努力があるのではないかと、こういうふうな考えをいただいております。改善すべき点はきちんと改善をしてまいりたいというふうにも思っております。

○照屋寛徳君 それでは、最後に、裁定機関のあり方について伺いをいたします。いわゆる犯給法によりまして、犯罪被害者の方で支給を受けようとする者は、その者の住所地で管轄する都道府県公安委員会に対して申請をして

裁定を受けなければならぬと、こういうふうな規定になっております。恐らく、今度の法改正によって支給対象の範囲が拡大されるということになりますと、おのずから申請件数がふえてくるだろうというふうに思ふんです。そうすると、従来どおり都道府県公安委員会では十分なのかどうか、それと裁定機関について諸外国ではどういうふうな制度、仕組みになっているのか、そこらあたりをお教えいただきたいと思ふます。

○政府参考人(石川重明君) まず、裁定機関が諸外国でどうなっているかということからお答え申し上げますが、イギリスにおきましては犯罪被害補償審査会という行政機関から独立した公益法人が行っております。また、ドイツにおきましては労働社会秩序省、それから各州の援護局という行政機関が行っているようでございます。また、アメリカにおきましては、これは連邦犯罪だと思ふますが、司法省、それから各州についてはまたそれぞれの機関と、こういうことでございまして、それぞれの国におきまして制度の制定の沿革等が違ひますので、国によってさまざまなのがございます。

そこで、我が国の場合、犯給制度におきましては、給付金の受給権の裁定がまずこの犯罪被害に該当するかどうかと、こういう確認のみならず、加害者と被害者との関係がいかなるものであつたか、あるいは被害者の責任がやはりなしやと、こういうような総合的な判断というものが必要なのでございまして、そういう判断を的確に行うことができるのは、被害者にとって最も身近で公平中立な機関である都道府県公安委員会が裁定機関として適当なのではないかと、こういうことで、都道府県公安委員会が裁定機関になっておるわけでございます。立法当時いろいろな御議論があつたと思いますが、私は私どもも承知しております。今、都道府県公安委員会が裁定事務をやつてうまく機能していると思ふます。これからこの法案を通していただいております。

用することになりますと、今御指摘のように、かなりの裁定を要する申請というのが増加をすることが見込まれます。それにつきましては、公安委員会の管理を受けて補佐を行う立場にあります都道府県警察において体制を充実して、そして遺漏がないようにしていく必要があるというふうに今準備をしておるところでございます。

改正内容を踏まえた犯罪被害給付制度等全般について、国民への周知徹底を図ること。
二、外国における邦人間の犯罪被害等に係る犯罪被害給付制度の適用については、今後引き続き注視していくこと。
三、親族間の犯罪に係る支給制限については、深刻化するDV(ドメスティック・バイオレンス)等の現状及びこれに対する世論の動向を踏まえつつ、今後その在り方について検討を行うこと。
四、精神的な障害、特にPTSD(心的外傷後ストレス障害)については、その症状の重大さにかんがみ、他の災害補償制度との均衡及び医療実務の動向に配慮しつつ、障害等級への適用を適切に行うよう努めること。
五、犯罪被害者等早期援助団体への被害者等に係る情報の提供に当たっては、被害者等のプライバシーの保護に十分留意すること。
六、犯罪被害者等の福祉の増進を図る観点から、諸外国における例も参考にしつつ、犯罪被害者等に対するさらなる施策の充実について検討を行うとともに、警察を始め、関係行政機関、民間援助団体等による総合的支援体制の推進に努めること。

際、これを許します。伊吹国家公安委員会委員長。
○国務大臣(伊吹文明君) ただいまの附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、また委員会での御審議の内容を参考にして、本法律案の実施を初めとする犯罪被害者対策を円滑に推進するよう警察を管理してまいりたいと思います。

○委員長(江本孟紀君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、中原爽君が委員を辞任され、その補欠として加納時男君が選任されました。

四、精神的な障害、特にPTSD(心的外傷後ストレス障害)については、その症状の重大さにかんがみ、他の災害補償制度との均衡及び医療実務の動向に配慮しつつ、障害等級への適用を適切に行うよう努めること。

○委員長(江本孟紀君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(江本孟紀君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

五、犯罪被害者等早期援助団体への被害者等に係る情報の提供に当たっては、被害者等のプライバシーの保護に十分留意すること。

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

六、犯罪被害者等の福祉の増進を図る観点から、諸外国における例も参考にしつつ、犯罪被害者等に対するさらなる施策の充実について検討を行うとともに、警察を始め、関係行政機関、民間援助団体等による総合的支援体制の推進に努めること。

午後三時四十五分散会

〔賛成者挙手〕
○委員長(江本孟紀君) 全会一致と認めます。

以上でございます。

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(江本孟紀君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右決議する。

○委員長(江本孟紀君) 全会一致と認めます。よって、築瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○築瀬進君 私、ただいま可決されました犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(江本孟紀君) ただいま築瀬君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

案文を朗読いたします。

○委員長(江本孟紀君) 全会一致と認めます。よって、築瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、重傷病給付金の創設等を始めとする今回の

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第一節 内閣委員会会議録第七号 平成十三年四月五日

【参議院】

三二

平成十三年四月十六日印刷

平成十三年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

〇